

社会保障・福祉政策の動向と対応
～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～

政策動向

令和 6 年度 No.3 Ver.1／2024.8.5

目 次

〔項 目〕

1. 財政・税制、経済・成長（社会保障全般含む）	P 1
2. 規制改革	P 11
3. 地方創生・地方分権等	P 12
4. 高齢者	P 18
5. 障害者	P 22
6. 子ども・家庭福祉	P 25
7. 地域福祉	P 32
8. 人材確保等	P 35
9. 予算	P 42
10. 災害対策	P 44
11. その他	P 51

・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

本号は令和 6 年 7 月 6 日～令和 6 年 8 月 5 日頃までの制度動向や会議の開催等について掲載しております。上記期間以前の記事については、政策委員会ホームページよりバックナンバーをご参照ください。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会

1. 財政・税制、経済・成長(社会保障全般含む)

<法改正等>

経済財政運営と改革の基本方針 2024 閣議決定 (2024.6.21)

- ▶ 6月21日、総理大臣官邸で令和6年第9回経済財政諮問会議が第29回新しい資本主義実現会議と合同で開催され、「経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2024」を取りまとめ、同日閣議決定された。(新しい資本主義実現会議で取りまとめられた新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024の詳細はp.5参照)
- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針」は、デフレからの完全脱却、そして、従来の延長線上にはない、成長型の新たなステージへと日本経済を移行させていくためのビジョンと戦略を示し、経済を新生させるための指針を打ち出そうとするものとしている。
- ▶ 特に、短期的にはデフレからの完全脱却、そして、成長型の新たな経済ステージへの移行、中長期的には、それらを実現させた上で、少子高齢化・人口減少という最も大きな課題を克服し、豊かさと幸せを実感できる持続可能な経済社会をつくっていくための計画としている。
- ▶ そのための「5つのアクション」として、物価上昇を上回る賃上げの定着、構造的価格転嫁の実現、成長分野への戦略的な投資、スタートアップネットワークの形成、新技術の徹底した社会実装を掲げている。
- ▶ 福祉分野における取り組みについては「幸せを実感できる包摂社会の実現」において「制度・分野の枠や『支える側』、『支えられる側』という従来の関係を越え、一人一人が生きがいや役割を持つ包摂的な社会を実現することが重要である。」とし、地域において安心・安全に暮らせる共生・共助社会の構築を目指すとしている。

【経済財政運営と改革の基本方針 2024 抜粋】

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現

～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 豊かさを実感できる「所得増加」及び「賃上げ定着」

(1) 賃上げの促進

- ・豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。
- ・医療・介護・障害福祉サービスについては、2024年度診療報酬改定で導入されたベースアップ評価料等の仕組みを活用した賃上げを実現するため、賃上げの状況等について実態を把握しつつ、賃上げに向けた要請を継続するなど、持続的な賃上げに向けた取組を進める。

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

(1) 共生・共助・女性活躍社会づくり

- ・高齢者等終身サポート事業者ガイドラインの普及を図るとともに、独居高齢者等に対する政府横断的な対応を引き続き推進する。
- ・認知症施策推進基本計画を策定し、認知症施策を推進する。
- ・本年夏頃を目途に新たな高齢社会対策大綱を策定する。
- ・住まい支援について、生活困窮者自立支援制度、住宅セーフティネット制度等により、関係省庁が連携して住宅確保要配慮者が安心して居住できる環境の整備等を推進するなど支援強化を図る。

8. 防災・減災及び国土強靱化の推進

(2) 東日本大震災、能登半島地震からの復旧・復興

- ・今般の災害対応で得た知見をいかし、災害対応に係る取組を更に充実強化する。
- ・警察・消防・自衛隊等による最初期の対応、被災自治体への国等の支援や、災害派遣医療チーム(DMAT)等の医療福祉関係者、民間事業者、専門ボランティア団体等との連携強化による初動対応、避難所運営、物資の調達・輸送、広域・在宅避難等への支援など災害応急対策の取組強化、災害時のデジタル人材支援、災害に備える意識醸成や実践的訓練、必要な制度見直し※等を行う。

※：災害関連制度における福祉の位置付けの検討を含む

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

3. 主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

- ・介護保険制度について、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直し、ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方については、第10期介護保険事業計画期間の開始の前までに検討を行い、結論を得る

経済財政運営と改革の基本方針2024 ～賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現～

令和6年6月21日
閣議決定

第1章 成長型の新たな経済ステージへの移行

- ・デフレから完全脱却、成長型経済を実現させる千載一遇のチャンス。
- ・二度とデフレに戻らねることなく、日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていく。

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

1. 賃上げを実現できる所得増加及び賃上げ対策

- (1) 賃上げの促進
- ・最低賃金について、2030年代半ばまでに1,500円と最低賃金目標のより早期の達成
 - ・非正規の正規転換、「年収の壁」・支援強化パッケージ」の活用、被用者保護の適用拡大、男女間賃金格差是正等
 - ・公的サービスである医療・福祉分野等における賃上げ
 - ・建設業、トラック運送業等の賃上げ、労務費の基率及び標準的運賃の活用、農林水産業・食品産業での合理的な価格形成、新たな法制度等
- (2) 三位一体の労働市場改革
- ・全世代のり・スキリング（教育訓練給付の拡充、国体等促進の活用等）
 - ・ジョブ型人事（職務給）導入のための指針作成
 - ・成長分野への労働移動を円滑化する、求人・求職・キャリアアップに関する情報の整備・集約、各種情報を可視化するプラットフォームの整備
 - ・労働市場改革を進めるための国民会議の開催の検討等
- (3) 価格転嫁対策
- ・サプライチェーン全体での「構造的な価格転嫁」の実現（価格転嫁の執行強化、下請改正の検討、約束手形廃止に向けた工程の検討等）
 - ・「労務費指針」の周知徹底、交渉用フォーマットの業種ごとの特性に応じた展開・活用
 - ・官公需の期中の契約変更等への対応のための予算確保、最低制限価格制度等の適切な活用

6. 地方創生及び地域における社会課題への対応

- (1) デジタル田園都市国家構想と地方創生の新展開
- ・「地方創生10年の取組と今後の推進方向」を踏まえた新展開（人口減少、東京一極集中等の課題への対応）
 - ・デジタルの力を活用した地方創生の加速
 - ・地域社会のニーズに合わせた先端技術の社会実装等に取組むモデル地域の創出
- (2) デジタル行政改革
- ・「デジタル行政改革取りまとめ2024」に基づく取組の実行
- (3) 地方活性化及び交通の「リ・デザイン」
- ・持続可能な国土形成と交通の「リ・デザイン」（コンパクトなまちづくり、地域交通、移動手段、リニア中央新幹線、物流・人海ネットワークの構築等）
 - ・個性をいかした地域づくりと関係人口の拡大（二地帯性・多拠点生活促進等）
 - ・持続可能な観光立国の実現（インバウンド誘客、高付加価値観光地づくり、オーパーツーリズム及び食料安全保障）
- (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
- ・基本法改正を受け、初動5年で集中した構造転換
 - ・食料安全保障の強化、農林水産物・食品の輸出促進

2. 量かさを支える中堅・中小企業の活性化

- (1) 人手不足への対応
- ・カタログ型の省力化投資支援
 - ・人手不足感が強い業種（運輸・宿泊・飲食等）における自動化技術の活用拡大のための自主行動計画の策定、リスキリング
 - ・人手不足の資格職等での「分業」の推進
 - ・大企業による中堅・中小企業との協働の奨励、新技術・商品の共同開発、副業・兼業を通じた人材派遣等
- (2) 中堅・中小企業の競争力
- ・金融支援のコロナ禍以前の支援水準への回復、経営改善・再生・再チャレンジの支援への重点化、エグジティブも活用した成長支援
 - ・事業承継及びM&Aの環境整備（事業承継助成の活用就労要件見直し、第三者承認の促進策の検討、仲介手数料体系の明示、PMIの促進、地域金融機関による支援促進等）
 - ・地域経済を牽引する中堅企業、成長を目指す中小企業等の設備投資、M&A・グローバル化等の促進
- (3) 輸出・海外展開
- ・「新規輸出1万社支援プログラム」登録者の輸出実績と海外事業の拡大に向けた支援充実
 - ・地域商社等による中堅・中小企業の販路開拓の促進等

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

- (1) 共生・共助・女性活躍社会づくり
- ・独居高齢者等に対する対応、認知症施策の推進
 - ・孤独・孤立対策
 - ・就職氷河期世代の支援（中高年層向けの就業支援と就労に向けたリ・スキリングを含む幅広い社会参加支援）
 - ・女性版骨太の方針2024に基づく、女性の採用・育成・登用、女性の健康への支援
- (2) 安全・安心で心豊かな国民生活の実現
- ・偽広告の詐欺に対する抑止・対処能力の強化
 - ・信頼性の高い情報表示制度の構築、カスタマーハラスメント対策、花粉症対策、クマ被害対策等
 - ・心豊かで多様性と活力ある文化芸術立国の実現
 - ・スポーツを通じた地方創生、経済成長、健康増進等による社会の活性化

3. 投資の拡大及び持続的な成長のための社会課題への対応

- (1) DX
- ・公的基礎情報のデータベースの整備・利用促進
 - ・G空間情報の整備・利用拡大と社会実装に向けた、準天頂衛星等の更なる整備と衛星データ利活用
 - ・DFFTの推進、AIの競争力強化と安全性確保の一体的推進
 - ・次世代半導体産業等に向けた必要な法制上の措置を検討
 - ・デジタル・ガバナンス/医療・介護・こどもDX/教育DX/交通・物流DX/防災DX/観光DXの推進
- (2) GX・エネルギー安全保障
- ・2024年度中を目途に「GX国家戦略」の策定、「エネルギー基本計画」等の改定
 - ・省エネ支援の推進、再エネの導入拡大、原子力の活用、低炭素水素等の社会実装
 - ・成長志向型カーボンプライシング構想の実現・実行等
 - ・A Z E C構想の実現と国産海洋資源の技術開発
- (3) フロンティアの開拓
- ・宇宙技術戦略に基づく取組の推進、宇宙戦略基金による支援、宇宙活動法の改正に向けた検討等
 - ・海洋開発等重点戦略に基づく取組の推進、「海しるビズネスプラットフォーム」の構築、海洋政策の司令塔機能の技術的な強化
- (4) 科学技術の基盤・イノベーションの促進
- ・量子エンエナジー、量子、AI、バイオ、マテリアル、半導体、6G、健康・医療等の分野における研究開発等の推進等
- (5) 資産運用立国
- ・「アセットオーナー・プリンス」の策定
 - ・国家戦略特区を活用した金融・資産運用特区の推進
 - ・IDeCoの拠出限度額等の上昇引上げの検討等

7. 持続的な経済成長の基となる環境政策の強化への対応

- (1) 外交・安全保障
- ・「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた各国との協力連携
 - ・グローバル・サウスへの関与の強化、ウクライナ及び周辺国への強力な支援
 - ・ODAを核とする民間資金動員を含む様々な形でのODA拡充、OSAの戦略的な推進・強化
 - ・「ヒロシマ・アクション・プラン」の実施、日朝平壌宣言に基づく、拉致、核、ミサイルといった諸懸念の包括的解決等
 - ・国家安全保障戦略等に基づく防衛力の抜本的強化、力強く持続可能な防衛産業の構築等
 - ・新設される統合作戦司令部の下、平時から有事までシームレスに対応できる体制の構築
 - ・武力攻撃を想定したシェルター確保の推進等
 - ・サイバーセキュリティの強化、能動的サイバー防御の実施に向けた法案の早期提出等
- (2) 経済安全保障
- ・国際連盟による透明、強力で持続可能なサプライチェーンの構築
 - ・安全・安心に関するシンクタンクの設立準備
 - ・重要経済安全保障報告書活用法の施行準備
 - ・国家安全保障局を司令塔とする推進体制の強化

4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連携性向上による社会課題への対応

- (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成
- ・スタートアップ人材の育成、アントレプレナーシップ教育の充実
 - ・グローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化
 - ・公共調達を通じたスタートアップ支援、行政とスタートアップのマッチング機会の拡充
 - ・出口の多様化に向けたM&Aの活性化、多数決によって金融負債の整理を進めることができる法案の早期提出
- (2) 海外活力の取り込み
- ・自由で公正な経済圏の拡大やルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化
 - ・貿易DX、日本企業の海外展開促進、2030年を見据えたインフラ海外展開戦略の見直し、グローバル・サウスとの面的な連携性の向上
 - ・2030年までの対日直接投資残高100兆円という目標の早期実現に向けた優先プログラム等の推進
 - ・「UHCナレッジハブ」設置、医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開、ワクチンアライアンスへの貢献等
 - ・コンテンツ産業の海外展開支援（クリエイター育成、ロケ撮影誘致、取引適正化指針作成等）
 - ・外国人材の受入れ体制の整備
- (3) 大版・関西万博の推進
- ・2025年の開催に向けた参加国等の確保、会場建設、社会課題の解決につながる技術の実証・実装・発信、全国的な機運醸成

8. 防災・減災及び国土強靭化の推進

- (1) 防災・減災及び国土強靭化
- ・「国土強靭化基本計画」に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取組を推進
 - ・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」に基づく取組の推進
 - ・「国土強靭化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、2024年度の早期に策定に着手
 - ・交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靭化
 - ・早期静止気象衛星等を活用した防災気象情報の高度化
 - ・船舶活用医療等の推進、家計向け地震保険への加入促進、消防・防災DX、火山対策等
- (2) 東日本大震災、能登半島地震等からの復旧・復興
- ・東日本大震災からの復旧・復興
 - ・第2期復興・創生期間での復興事業の役割全う、ALPS処理水処分についての安全性確保と風評対策・なりわい継続支援、福島イノベーション・コースト構想の推進等）
 - ・能登半島地震からの復旧・復興等
 - ・（生活・産業の再建、インフラ等の復旧、復興基金における取組の支援、関係官庁デジタルライフラインの整備への支援等）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現～「経済・財政新生計画」～

中長期のミッション

計画期間

人口減少が本格化する2030年度までの6年間

経済の規模を拡大させつつ、経済再生と財政健全化を両立

数値の目安

- ・人口減少が本格化する2030年以降も、実質1%を安定的に上回る成長を確保、更にそれよりも高い成長の実現を目指す
- ・2%の物価安定目標の持続的・安定的な実現の下で、2040年頃に名目1,000兆円程度の経済が視野

新たなステージを目指すための5つのビジョン

社会課題解決をエンジンとした生産性向上と成長機会の拡大

経済・財政・社会保障の持続可能性の確保

地域ごとの特性・成長資源を活かした持続可能な地域社会の形成

海外の成長市場との連結性向上とエネルギー構造転換

中期的な経済財政の枠組み

基本的考え方

- ・経済あつての財政との考えの下、生産性向上、労働参加拡大、出生率向上を通じて潜在成長率を高める
- ・官民挙げて積極果敢な国内投資を行い、企業部門の投資超過へのシフトを促す
- ・経済・財政・社会保障を一体として相互に連携させながら改革
- ・資金や調達価格の上昇を適切に反映しつつ、新技術の社会実装やDX、公的サービスの広域化・共同化や産業化を推進
- ・歳出構造を平時に戻すとともに、成長と分配の好循環を拡大

財政健全化目標

- ・財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの目標に取り組む
今後の金利のある世界において、国際金融市場の動向にも留意
- ・2025年度の国・地方PB黒字化を目指すとともに、計画期間を通じ、その取組の進捗・成果を後戻りさせることなく、債務残高GDP比の安定的な引下げを目指す
- ・経済再生と財政健全化を両立させる歩みを更に前進
- ・経済あつての財政であり、現行の目標年度を含む上記目標により、状況に応じたマクロ経済政策の選択肢が定められてはならない

予算編成

- ・これまでの歳出改革努力を継続（2025～27年度）
- ・日本経済が新たなステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において具体的に検討
- ・重要な政策の選択肢をせざるべきことがあってはならない
機動的なマクロ経済運営を行いつつ潜在成長率の引上げに取り組む

主要分野ごとの基本方針と重要課題

(1) 全世代型社会保障の構築

- ・医療・介護サービスの提供体制等
- ・国民目線に立ったかかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進
- ・地域医療機能の在り方等法制上の措置を含めて検討、本年末までに結論
- ・医師の偏在是正（総合的な対策のパッケージを本年末までに策定）
- ・医学部定員の適正化（2027年度以降の定員適正化の検討を速やかに実施）
- ・医療・介護保険等の改革
- ・各種医療保険制度における総合的な検討（関連法案の提出含む）
- ・介護保険制度について、2割負担となる「一定以上所得」の判断基準の見直し等を第10期介護保険事業計画期間の開始前までに検討し、結論を得る

・予防・重症化予防・健康づくりの推進

- ・第3期データヘルス計画に基づき保険者と事業主の連携（コラボヘルス）を深化
- ・ウェアラブルデバイスに記録されるライフログデータを含むPHRの活用、民間団体による健康づくりサービスの「質の見える化」を推進
- ・創薬力の強化等ヘルスケアの推進
- ・創薬エコシステムの再編成、研究基盤強化による創薬力の技術的強化
- ・イノベーションの推進や現役世代等の保険料負担に配慮する観点から費用対効果評価の更なる活用や在り方について、医薬品の革新性の適切な評価も含め検討
- ・2025年度改定に關しては、イノベーションの推進、安定供給確保の必要性、物価上昇など取り巻く環境の変化を踏まえ、国民皆保険の持続可能性を考慮しながら、在り方について検討
- ・後発医薬品の安定供給に係る法的枠組みを整備

(2) 少子化対策・こども政策

- ・加速化プランに盛り込まれた施策の着実な実施
- ・経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯対象の支援拡充等、子ども・子育て支援制度導入に向けた環境整備等
- ・こども大綱の推進
- ・全てのこども・若者の健やかな成長を社会全体で支える／プレコンセプションケアの推進
- ・困難な状況にあるこども・若者や家庭に対するきめ細かい支援、ひとり親支援
- ・数値目標を含めた指標を活用したPDCA推進などEBPMの確実な実行

(4) 戦略的な社会資本整備

- ・広域・多分野・官民の連携による地域生活圏の構築・展開の推進、自立的な地域経営主体の育成、広域的な都市圏のコンパクト化、インフラ老朽化対策
- ・インフラDXの加速（インフラデータの分野横断的な整備・オープン化や行政手続のオンライン化等の推進）
- ・中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進
- ・PPP/PPFの推進
- ・持続可能な土地及び水資源の利用・管理

改革推進のためのEBPM強化

- ・多年度にわたる重要政策・計画を選定し、関係府省庁が予算要求段階からエビデンス整備の方針を策定、次年度の骨太方針策定前に進捗状況を報告。翌年度以降の予算編成に反映する方策の検討

第4章 当面の経済財政運営と令和7年度予算編成に向けた考え方

令和5年11月の総合経済対策及び令和5年度補正予算、令和6年度予算及び関連施策を迅速かつ着実に執行。本方針における中長期的な経済財政の枠組みに沿った令和7年度予算の編成。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 閣議決定(2024.6.21)

- ▶ 6月21日、第29回新しい資本主義実現会議が第9回経済財政諮問会議と合同で開催され、新しい資本主義 2024 年改訂版が取りまとめられ、同日閣議決定された。
- ▶ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版」では、「官民連携」そして「社会的課題の解決と経済成長の二兎の実現」を引き続き掲げ、中小・小規模企業の質上げのため、価格転嫁の更なる徹底、人手不足業種についての自動化技術の利用拡大を図り、また、年齢に関わらず働ける環境の整備のためのジョブ型人事の導入、スタートアップの育成、そして、コンテンツ産業活性化のためのクリエイターが安心して持続的に働ける環境整備などについて具体策を示している。

- ▶ 福祉分野に関する部分は、下記のとおり整理されている。

Ⅱ.1.(2) 人手不足下での労働生産性向上のための中小・小規模企業の省力化投資

介護職については、本年度の介護報酬改定において、生産性向上を推進する場合の加算措置を創設するとともに、特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化を実施した。介護助手の活用等を通じた介護現場における職員間の役割分担やテクノロジーの活用等により、職員の業務負担の軽減やケアの質の確保を図る。

④ 資格職等における分業の推進等を通じた人手不足業種への対応

ii) 保育・幼児教育分野(保育士・幼稚園教諭)

本年度から、4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する公定価格の加算措置を実施する。来年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間(2028年度まで)中の早期に6対1から5対1へと改善を進める。

また、保育士・保育教諭・幼稚園教諭の業務負担軽減のため、保育所・認定こども園・幼稚園が資格を持たない保育補助者を追加で採用し、業務報告等の作成・保護者対応等の業務補助を行わせることを促進するとともに、潜在保育士等の職場復帰、清掃等の業務を補助する人員の配置、保育・幼児教育現場におけるICT機器の導入を進める。

iii) 医療・看護・介護・福祉分野

医療・看護・介護・福祉の国家資格については、複数の資格を従来よりも短期間で取得できるようにするため、それぞれの養成課程の中で共通する科目を読み替えて、類似科目について資格ごとの再度の履修を不要とする運用の在り方や、既に修得した単位数・時間数に応じて学修期間を短縮するための課題の整理等を行う。(中略)

介護職については、本年度の介護報酬改定において、生産性向上を推進する場合の加算措置を創設するとともに、特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化を実施した。介護助手の活用等を通じた介護現場における職員間の役割分担やテクノロジーの活用等により、職員の業務負担の軽減やケアの質の確保を図る。

Ⅲ.(2) 労働移動の円滑化

① 現場人材等の評価制度の構築とスキル取得支援

人手不足が目立つ、自動車運転業(物流・人流)、建設・土木業、製品・機械等の製造・加工業(修理や検査を含む)、介護業、観光業、飲食業等といった職種については、業界団体にスキル標準を策定いただき、スキルの評価制度を政府が認定するとともに、政府としても、これらのスキル習得のための講座受講支援を実施する。具体的には、業界団体・個別企業が策定する民間検定を政府が認定する新たな枠組みを通じ、既存の公的資格(技能検定等)ではカバーできていなかった産業・職種におけるスキルの階層化・標準化を進める。さらに、認定された検定に係るスキルの習得のための講座受講につ

いては、本年秋から、教育訓練給付の対象に追加し、政府として支援を行う。

V.5.(2)

②多様なサービス提供と経営の持続可能性

- ▶ 公的サービスの安定提供を前提の上で、一定の条件の下、医療法人の附随業務の明確化、介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め、多様なサービス提供や経営の持続可能性確保につなげ、結果として医療介護従事者の賃上げを図る。さらに、小規模事業者ほど収益性・賃金水準・人手確保等が厳しい傾向にあり、近年、事業承継・再編のニーズも増えていることから、関係施策（事業承継税制、産業競争力強化法による税制優遇、事業承継補助金等の活用）や地域医療連携推進法人・社会福祉連携推進法人の積極的な周知・活用、福祉医療機構による経営支援、各都道府県の事業承継・引継ぎセンター、地域金融機関との連携等による M&A の売手・買手の円滑なマッチング支援等を進める。

<会 議>

岸田内閣総理大臣記者会見(2024.6.21)

- ▶ 6月21日、岸田内閣総理大臣は通常国会の閉会に伴う記者会見を開き、今後の政権運営について示した。
- ▶ 【令和6年能登半島地震の復興・復旧】
被災地に寄り添った、きめ細かい支援に万全を尽くすとし、常駐派遣を100人超に拡大した「能登創造的復興タスクフォース」を新たに7月1日に発足するとともに、能登に省庁横断的な国の支援拠点を開設する。
- ▶ 【災害対応体制の強化】
次の大規模災害を見据え、保健・医療・福祉支援の強化、自衛隊・消防・警察等の初動対応などにおける連携の強化、そして、内閣府防災を始めとする政府の災害対応体制の強化についても、法改正も視野に、速やかに方針を取りまとめる。
- ▶ 【公的分野の賃上げ】
医療・介護、保育、公共調達など、公的分野の賃上げ浸透のために、政府を挙げて、徹底的なフォローアップを進める。
- ▶ 【物価高から守る『二段構え』の対応】
物価高への対応としては、二段構えの対応をとる。第一段の対策として、燃油激変緩和措置を年内に限り継続する。また、「酷暑乗り切り緊急支援」として、8月・9月・10月分、3か月について、電気・ガス料金補助を行う。
第二段の対策として、物価高の中で食費の高騰などに苦しむ年金(生活)世帯や低所得者世帯を対象として、追加の給付金で支援することを検討する。
- ▶ 【医療・介護分野等への物価高騰支援】
医療・介護を含む分野への物価高騰への幅広い支援を、(物価高騰対応)重点支援地方(創生臨時)交付金の拡充により講じる。

経済財政諮問会議

◇第11回(2024.7.29)

- ▶ 7月29日、総理大臣官邸で令和6年第11回経済財政諮問会議が開催され、「中長期の経済財政に関する試算」について内閣府から報告の後、「予算の全体像」が取りまとめられた。また、「令和7年度予算の概算要求基準」について了承された。

- ▶ 岸田内閣総理大臣からは、「経済あつての財政の考え方の下、まずは、その前提となる民需主導の成長を実現するため、消費の回復に必要な物価上昇を上回る所得・賃金の拡大に向けた取組を確実に実行する。そして、デジタルとAIによる生産性の向上、官民連携の下での戦略的投資などにより、経済成長を確実なものとするとともに、財政健全化の取組を継続していく。

こうした観点から、令和7年度予算については、本日決定した『予算の全体像』、及びこの後閣議了解する『概算要求基準』を踏まえ、メリハリの効いた予算編成を進めていく。物価上昇を上回る賃上げの定着に向けて、骨太方針 2024 に盛り込まれた賃上げや処遇改善の取組を確実に実行に移す。また、官民連携の下で、民間の予見可能性を高める中長期の計画的な投資を推進するとともに、それらの投資が雇用拡大や働き方改革など、社会変革につながるよう、資源の配分や財政の質を変化させていく。あわせて、これまでの歳出改革努力を継続し、『経済・財政新生計画』に基づく主要分野における制度改革の取組を確実に進めるとともに、EBPMを強化してワズスペンディングを徹底するなど政策の実効性を向上させていく。」と発言があった。

◇第 10 回(2024.7.19)

- ▶ 7 月 19 日、総理大臣官邸で令和 6 年第 10 回経済財政諮問会議が開催され、「『内閣府年央試算』を踏まえた当面のマクロ経済運営」、「予算の全体像」について協議が行われた。
- ▶ 内閣府年央試算では、2024 年度の実質成長率は 0.9%、2025 年度は実質成長率 1.2%になることが示された。
- ▶ 岸田内閣総理大臣からは、「本日、内閣府から報告のあった年央試算においても、経済の前向きな動きや定額減税をはじめとする各種政策効果に支えられ、民間需要主導の緩やかな回復が続くことが見込まれている。しかしながら、民需主導の回復を確実に実現していくためには、円安等に伴う物価の上昇の影響等には注意が必要である。とりわけ、物価水準が高止まる中で、新たなステージへの移行に取り残されるおそれがある方々には、きめ細かい支援を講じていく。また、日本経済を『成長型の新たな経済ステージ』へと移行させるには、今後、予算編成や制度改革によって、骨太方針 2024 に盛り込まれた取組を速やかに実行する必要がある。このため、令和7年度予算は、『経済・財政新生計画』の下での最初の予算として、歳出改革努力を継続しつつ、来年以降の物価上昇を上回る賃上げの定着や、投資の拡大による所得や生産性の向上につながる、メリハリのある予算としていく。」との発言があった。

デジタル行財政改革会議

◇第 7 回(2024.6.18)

- ▶ 6 月 18 日に、第 7 回会議が開催され、「デジタル行財政改革取りまとめ 2024」がとりまとめられた。
- ▶ 本とりまとめでは、「急激な人口減少社会に対応するため、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済活性化を図り、社会変革を実現することが必要である」との認識の下、下記 3 つの基本的考え方に沿ってデジタル行財政改革を進めるとしている。
 - 地域を支える公共サービス等に関し、システムの統一・共通化等で現場負担を減らすとともに、デジタルの力も活用してサービスの質も向上させる
 - デジタル活用を阻害している規制・制度の徹底的な見直しを進め、社会変革を起動する
 - EBPM(証拠に基づく政策立案)の手法も活用し、政策手段と政策目的の論理的なつながりを図示化したもの(ロジックモデル)に沿って重要業績評価指標(KPI)や政策効果の「見える化」を進め、利用者にとって不断の改善をしていく
- ▶ 分野別の取組みにおいて、「介護」分野では、「介護においては、担い手が不足するとともに、高齢化の進展に伴い介護サービスに対するニーズも増加していく中、一部では費用面や人材面等の課題によりデジタル技術の活用が遅れがあり、制度全体の持続可能性にも懸念の声がある。デジタルの力も積極的

に活用して、介護を必要とする者に、質の高い介護サービスを効率的に提供できるようにしていくことが重要。」とし、実現に向けて必要となる取組みとして、下記が挙げられている。

○介護ロボット・ICT 機器等の活用促進

○介護報酬改定における反映

○人員配置基準の柔軟化

○重要業績評価指標(KPI)・政策手段と政策目的の論理的なつながりを図示化したもの(ロジックモデル)の構築

○経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善

介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が 安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化した ニーズに対応するためには、1 法人1 拠点といった小規模経営について、協 働化・大規模化等による経営改善の取組が必要である。

こうした経営改善の取組を推進するため、①経営課題への気づき、②協働化・大規模化等に向けた検討、③協働化・大規模化等の実施の各段階に即した対策を講じる。また、すべての介護関係者に協働化・大規模化等の必要性和その方策を認識してもらえよう、厚生労働省としてあらゆる機会を捉えて、積極的に発信する。

今年度中に先行事例を集めて周知するほか、社会福祉法人の合併ガイドラインを改定する。

▶ 主な概要は以下のとおり。

デジタル行財政改革 取りまとめ2024概要

各分

教育

◆GIGA端末の共同調達(都道府県に基金を創設、調達体制を整備(2028年度までの5年間))

◆校務DX(デジタル化の徹底による名簿情報のシステムへの手入力負担軽減(2023年通知発出)、学校における押印・FAX原則廃止(2025年度末まで)、次世代校務DX環境への移行(2026年度からの4年間)に向けた対応(都道府県単位での校務支援システムの共同調達推進、国又は都道府県単位での各種帳票の共通化・データ標準化等)、ネットワーク環境の整備(2025年度末まで))

◆オンライン教育・民間人材活用促進(オンライン教育にかかる児童生徒のいる教室の教師の配置要件の明確化、都道府県の人材発掘強化・特別免許状等の活用促進等)

◆デジタル教材活用促進(デジ田交付金TYPES活用(都道府県内共通のプラットフォーム整備(2025年度以降横展開))、スポーツ活動の自主学習用動画コンテンツの特設サイト開設(2024年度中))

◆KPI/ロジックモデルの構築(個別最適・協働的な学びの充実等につながる教育DXに係る当面のKPI設定(例:次世代の校務システムを導入済みの自治体の割合を2029年度100%)、ダッシュボード化(クラウド活用校務DX、FAX・押印原則廃止)、政策改善対話による政策進捗モニタリング)

◆教育データ利活用(教育データ利活用ロードマップ改定(2024年度中)等)

介護・医療

◆介護の生産性向上(介護ロボット等の導入補助等、介護報酬改定反映、人員配置基準の特例的柔軟化等を措置、介護生産性向上に関するKPI設定(例:人員配置の柔軟化(2040年の人員配置を2023年比約3割程度効率化)、ダッシュボード化(2024年度上半期目途))

◆経営の協働化・大規模化等による介護経営の改善(協働化・大規模化等の必要性の「気づき」「検討」「実施」の各段階における対策(事例集作成、ガイドライン等の改定、財政支援等)(2024年度)、協働化・大規模化等の必要性和その方策の積極的発信)

◆電子処方箋の導入促進(導入状況の見える化等)、リフィル処方・長期処方の活用の推進(医療保険者による個別周知等)、オンライン診療・遠隔医療の拡充(通所介護事業所等における受診可能の明確化、遠隔医療の実態把握と課題整理等)

◆**プッシュ型子育て支援の実現**(子育て支援制度レジストリの整備(2024年度中)、出生届のオンライン化(2024年8月中)、電子版母子健康手帳の原則化(2025年度中にガイドライン発出)、里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間連携システムの整備(2024年度中))

◆**保育DXによる現場の負担軽減**(保育業務ワンスオンリー実現に向けた施設管理プラットフォームの全国展開(2026年度以降)、保活情報連携基盤の構築(2025年度中)、就労証明書の標準化(2024年夏まで)・オンライン提出の実現(2026年度まで)、保育現場のICT環境整備(2025年度中に導入率100%を目指す)、放課後児童クラブDXの推進(2024年度に調査、2025年度以降実証))

◆**相談業務DX**(相談記録プラットフォームのプロトタイプ開発(2024年度中、デジ田交付金TYPES活用)等)

◆**タクシー・バス等のドライバーの確保**(地理試験廃止、2種免許試験の20言語への多言語化(2024年2月)、法定研修の期間要件撤廃(同3月)、2種免許技能教習の一日当たりの上限時間の延長(同6月)等)

◆**地域の自家用車・ドライバーの活用**

①**自家用有償旅客運送の制度改善**(地域公共交通会議の迅速化、交通空白地の定義柔軟化(2023年12月以降順次)等)

②**自家用車活用事業の創設・バージョンアップ**(タクシー不足の地域・時期・時間帯において、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車・ドライバーを活用(2024年4月)。今後、地域での実施を推進するとともに、天候・イベント等への対応などのバージョンアップを直ちに検討)

③**モニタリング・検証とライドシェアに係る法制度の議論**(全国の移動の足不足の解消に向けて、自家用車活用事業等について、モニタリングを進め、検証を行い、各時点での検証結果の評価を行う。並行して、こうした検証の間、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業について、内閣府及び国土交通省の論点整理を踏まえ、法制度を含めて事業の在り方の議論を進める。)

◆**自動運転の事業化加速**(全都道府県での初期投資支援(2024年度中)、交通事故等に係る社会的ルールとりまとめを踏まえた検討(具体化・定量化された保安基準等の作成、行政・刑事・民事の責任判断時に適切に考慮されるような制度の設計又は運用、運輸安全委員会を含む事故調査の体制確保等)(2024年6月から)、審査手続の透明性・公平性の確保等とりまとめ(申請手続・審査項目の重複排除、国交省・警察庁主導による審査効率化・迅速化(11か月から2か月への短縮)、各都道府県における伴走型支援体制の構築等)(2024年6月)、新たなビジネスモデルへの対応(管理の受委託の運用明確化(2024年12月まで)、運行管理の在り方、タクシー手配に係るプラットフォームに対する規律の在り方(2025年6月まで)、自動運転サービス支援道設定(2024年度から))

◆**ドローンの事業化加速**(レベル3.5飛行制度創設(2023年12月)、飛行申請の許可・承認手続DX化等による期間短縮・審査不要化(2024年度中)、ドローン航路整備(2024年度から))

◆**自動物流道路構築・ETC専用化推進**(東京-大阪間を念頭に具体的な想定ルートを選定を含め自動物流道路の基本枠組みとりまとめ(2024年夏頃)、料金所のキャッシュレス化拡大、ETC専用化を踏まえた混雑に応じた柔

◆**災害時の情報共有体制強化**(広域災害における被災者情報マスターデータベース構築(2024年度中、デジ田交付金TYPES活用)(SOBO-WEB(2024年度運用開始)を中核とした防災デジタルプラットフォームの構築とデータ連携基盤との連携)

◆**避難者に対する支援のデジタル化** ◆**住家の被害認定調査のデジタル化**
(マイナンバーカード活用等による避難所運営の効率化等)(AIやドローン等活用による被害認定調査の効率化等)

◆**優良なアプリ・サービスの横展開等** ◆**災害時に活躍するデジタル人材の支援**
(デジタルマーケットプレイス(DMP)への掲載等) (民間デジタル人材派遣の仕組み検討(2024年度中)等)

◆**Visit Japan Webによるワンストップ入国手続完結**(入国審査・税関申告の統一2次元コードを活用した端末の主要空港への導入拡大検討(2024年度以降順次))

◆**国・地方とスタートアップの連携強化**(定款認証見直し・公証人への民間登用、スタートアップの公共調達への参入機会拡大(2024年度中)等、DMP構築(2024年度後半の本格稼働))

デジタル基盤

◆「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に向けた基本方針」

- 目指す姿・役割分担 (システムは共通化・政策は地方公共団体の創意工夫、強靱な行政、コスト最小化)
- 共通化すべき業務・システムの基準 (国民・住民ニーズ、効果の見込み、実現可能性)
- 費用負担の基本的考え方 (国と地方との協議の下、国と地方を通じたトータルコスト最小化)
- デジタル人材確保 (デジタル庁を中心とした専門人材確保、全都道府県において地域DX推進体制の構築による人材プール機能確保(2025年度中))
- 推進体制 (国・地方の連絡協議会設置、各府省DX推進連絡協議会設置(今後5年を集中取組期間))

◆ 当面の取組の推進 (ガバメントクラウドに係るクラウド利用料の低廉化(利用料の負担と支払いを円滑に行うための環境整備)、情報システムの費用対効果の最大化に向けた成果目標等の「見える化」、ベース・レジストリの整備(商業・法人情報(2025年度)・不動産情報(2027年度))に係る全ての行政機関がデータにアクセスできる環境整備等)、DMP構築(2024年度後半の本格稼働)、デジ田交付金TYPESIによる先導的プロジェクトの実施、アナログ規制の見直し、事業者のデジタル化等(補助金の電子申請対応の原則化(2025年度以降)等)、デジタルライフライン全国総合整備計画の推進)

EBPM

人口減少下の政策形成インフラとしてのEBPM

- ◆ 「政策改善対話」を通じた重点DXプロジェクトの進捗モニタリング・改善
- ◆ 予算関連情報見える化・データ利活用 (レビューシートシステム導入・予算事業ID附番(2024年度から))
- ◆ 「政策ダッシュボード」を活用した「見える化」の推進 (教育(校務DX)に関するダッシュボード(2024年4月)、介護(生産性向上)に関するダッシュボード(2024年度上半期目途))

基金の点検・見直し

◆ 基金の点検・見直しの横断的方針の決定、点検・見直しの実施

(200基金事業について、全ての事業での定量的な成果目標の設定、原則10年以内の終了予定時期の設定、支出が管理費のみの事業のうち事業が終了している事業全ての廃止等。今後も、「方針」を踏まえ、不断に点検・検証を行うことが重要)

◇ 第6回(2024.6.6)

- ▶ 6月6日に、第6回会議が開催され、デジタル行財政改革交通分野の取組と主な成果等、マイナンバーカードの普及・利用、について意見交換が行われた。

2. 規制改革

<会 議>

規制改革実施計画 閣議決定(2024.6.24)

- ▶ 6月24日、規制改革実施計画が閣議決定された。本計画は、5月31日に内閣総理大臣に提出された「規制改革推進に関する答申」について、対象となった規制や制度、その運用等について、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくために定めたもの。
- ▶ 本計画に定められた事項については、実施状況に関するフォローアップを行い、令和6年度末時点で整理したうえで公表するとしている。
- ▶ 福祉・介護分野における項目は以下のとおり。
 - 介護現場におけるタスク・シフト／シェアの更なる推進
 - a. 介護現場で実施されることが多いと考えられる行為の医行為ではないと考えられる範囲の整理
 - b. 介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化
 - c. 喀痰吸引研修の受講環境の柔軟化(基礎研修のオンライン化等)
 - d. タスク・シフト／シェアに関するガイドラインの策定・公表
 - 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化
 - a. 介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化
 - b. aの適用にあたって、不適切なローカルルールによる負担の発生防止のための、客観的な指針及び統一の様式の作成
 - c. 人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しが可能となるエビデンスが示された際の、速やかな措置の実行。
 - 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等
 - a. 介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的、効果等を記載したガイドライン等の作成・公表
 - b. 厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアルの見直し・公表
 - c. 地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等の標準様式等の作成
 - d. 地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等の整理、公表
 - e. 電子申請による届け出の要否の検討
 - f. 届け出手続きのワンストップ化の実現

規制改革推進会議 地域産業活性化ワーキング・グループ

◇第17回(2024.7.29)

- ▶ 7月29日、第17回規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループが開催され、「自家用車活用事業等のモニタリング・検証・評価」「法制度を含む事業の在り方に係る今後の進め方」について協議が行われた。

3. 地方創生・地方分権等

<法改正等>

第14次地方分権一括法成立(2024.6.12)

- ▶ 6月12日、第14次地方分権一括法が参議院本会議において可決、成立した。
- ▶ 今回改正される法改正事項の概要は以下のとおり。
 - ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
 - ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の5年間の延長
 - ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
 - ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
 - ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
 - ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
 - ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
 - ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)(第14次地方分権一括法)の概要

内閣府地方分権改革推進室
令和6年6月12日成立
令和6年6月19日公布

資料1

基本的考え方

- ◆ 平成26年から、地方分権改革に関する「提案募集方式」を導入
- ◆ 「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、関係法律の整備を行うもの
※ 対応方針(抜粋):「法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を令和6年通常国会に提出することを基本とする。」

主な経緯等

平成25年
3月 地方分権改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)発足
平成26年
4月 地方分権改革に関する提案募集の実施方針 決定
(以後、第5次～第13次 一括法成立)
令和5年
6月下旬 提案団体からのヒアリング
7月中旬 関係府省からの1次ヒアリング
9月上旬 関係府省からの2次ヒアリング
11月16日 地方分権改革有識者会議「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針案」了承
12月22日 地方分権改革推進本部において、「令和5年の地方からの提案等に関する対応方針」決定
" 同方針を閣議決定
令和6年
3月15日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」閣議決定
6月12日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」可決・成立
6月19日 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」
(令和6年法律第53号)公布

法改正事項の概要(8事項9法律)

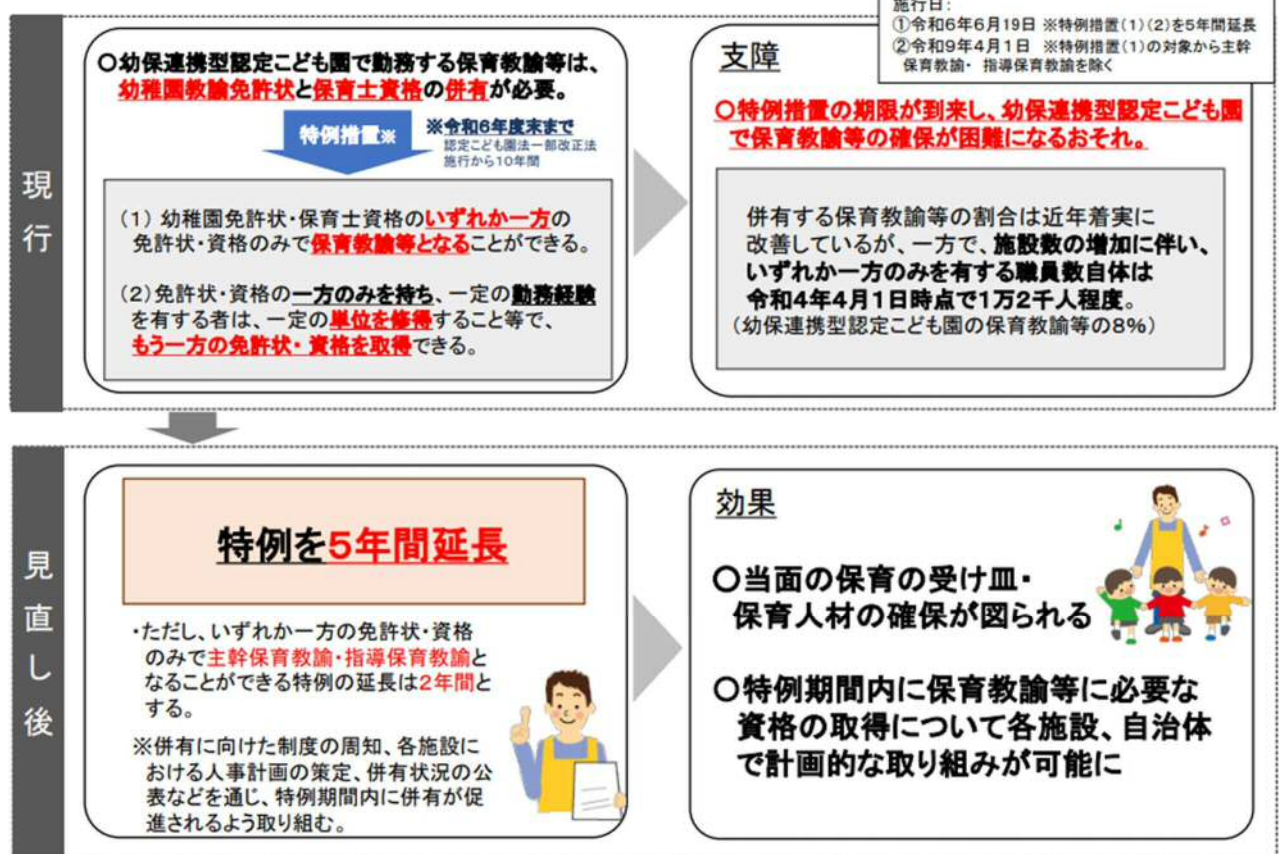
- ① 里帰り出産等における情報連携の仕組みの構築
(母子保健法)
- ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)
- ③ 公立学校施設整備費国庫負担事業の対象となる事業の実施期間の延長(2か年度以内→3か年度以内)
(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律)
- ④ 管理栄養士養成施設卒業者に係る管理栄養士国家試験の受験資格としての栄養士免許取得の不要化
(栄養士法)
- ⑤ オンラインによる獣医師の届出に係る都道府県経由事務の廃止
(獣医師法)
- ⑥ 国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査・検査等に係る指定確認検査機関の活用
(建築基準法)
- ⑦ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の見直し
(宅地建物取引業法)
- ⑧ 生産緑地法に基づく買取申出のあった土地に係る公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出の不要化
(公有地の拡大の推進に関する法律)

施行期日

- (1) 令和7年4月1日
- (2) (1)により難しい場合 → (1)以外の個別に定める日

1

**幼稚園教諭免許状・保育士資格のいずれか一方のみで
幼保連携型認定こども園の保育教諭等となることができる特例等の期限の延長**
(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、教育職員免許法)



<会 議>

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会

◇第2回(2024.7.30)

- ▶ 7月30日、第2回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(座長:中島修 文京学院大教授)が開催され、構成員による居住要件緩和等に係る意見陳述が行われた。
- ▶ 意見陳述において、全国民生委員児童委員連合会の長田副会長からは居住要件の緩和について、
○居住要件の変更には反対である。変更を前提とした検討会の運営は適切でない
○欠員は、選任要件ではなく、各自治体での選任の手順・方法・取組等、運営上の問題であるとの意見が述べられた。
- ▶ また、今後のなりて確保対策に向けて
○新たななりて確保策を講じるとともに、早期の退任を防ぐことが重要である。委嘱された民生委員・児童委員が長く活動を続けられるよう、負担の軽減と活動環境の改善を図ることが必要である。との意見が述べられた。

◇第1回(2024.6.28)

- ▶ 6月28日、第1回民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会(座長:中島修 文京学院大教授)が開催された。
- ▶ 本検討会は、「令和5年の地方からの提案等に対する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)」(地方分権提案)において、「民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。」とされたこと等をふまえ、民生委員・児童委員の選任要件について担い手不足などの地域の実態や当事者の意見を踏まえた検討を行うことを目的に設置された。

- ▶ 第 1 回では、民生委員・児童委員の現状等について説明が行われた後、検討範囲について、
○居住要件緩和についてどう考えるか。
○居住要件を緩和する場合に必要な条件や考慮すべき点 等
について、論点を整理し、本年の秋ごろまでに一定の結論を得ることを目指す、と示された。
- ▶ また、今後の進め方が示され、今回を含めた計 4 回の検討会の開催により、10～11 月頃までに
○居住要件の取り扱い(案)(一定の取りまとめ)
○今後検討すべき事項 ※時期検討へ向けた課題の洗い出し等
を整理するとされた。
- ▶ 居住要件以外の担い手確保に関する課題も洗い出し、必要に応じて検討される。
- ▶ 本検討会には、全国民生委員児童委員連合会から長田副会長、高山副会長が参画している。

地方分権改革有識者会議

◇第 59 回(2024.8.7)

- ▶ 8 月 7 日、第 59 回地方分権改革有識者会議が開催された。
- ▶ 今回は、令和6年の提案募集方式等について、重点事項に係る関係府省からの第 1 次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等が示され、協議が行われた。
- ▶ 提案事項のうち、福祉分野に関連する事項の 1 次回答および主な再検討の視点は以下のとおり。

1	提案	保育施設の給付費に係る加算の整理・統合及び広域利用に対応した施設管理プラットフォームの構築等
	提案団体	神戸市、福島県、大阪府(こども家庭庁、デジタル庁、文部科学省)
	概要	保育施設への施設型給付費(公定価格と利用者負担の差額)の支給について、 ①加算の種類の整理・統合や申請手続の簡素化 ②広域利用(住所地市区町村外に存在する保育施設の利用)の場合の施設・自治体間での情報共有を可能とするプラットフォームの構築を求める
	関係省庁からの 1 次回答の概要	○公定価格における処遇改善等加算の一本化については、令和7年度に向けて検討を行う。他の加算制度の整理・統合等については、今後継続的に検討してまいりたい。 ○今後の施設管理プラットフォームの導入に当たっては、「保育分野における事務フロー・データセット等に関する協議会」で検討することとしている。
	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○処遇改善等加算以外の加算制度全般についても、整理・統合の方向で見直しをお願いしたい。 ○施設管理プラットフォームが広域利用に対応したものとなるよう、具体的な検討状況をお示しいただきたい。また、ユーザーにとって使い勝手のよいものになるよう、検討を進めていただきたい。
2	提案	障害児通所支援事業所従業者の人員基準の見直し
	提案団体	鳥取県、滋賀県、大阪府、和歌山県、全国知事会、中国地方知事会、将来世代応援知事同盟(こども家庭庁)
	概要	利用定員数が国が定める基準(10 名)に満たない事業所に限り、「標準」又は「参酌すべき基準」への見直しを求める
	関係省庁からの 1 次回答の	○障害児通所支援事業所の従業者の人員基準は、「標準とすべき基準」や「参酌すべき基準」とすることは適切ではないと考えている。 ○また、指定生活介護事業所や指定通所介護事業所等がそれぞれの基準を

		概要	満たす場合には、地域の実情に合わせて限られた福祉人材を有効に活用することが可能となっているところである。
		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○都市部だけでなく中山間地域等においても着実に障害児支援の提供が図られるよう、柔軟に人員基準を見直すべきではないか。 ○共生型事業所の活用について示されているが、障害児通所支援事業と介護保険事業ではサービスの内容や必要な人材が大きく異なり、支障の解決に繋がるものではなく、代案になり得ない。 ○本件は喫緊の課題であることから、先送りすることなく、今年度中に解決策をお示しいただきたい。
	3	提案	児童の一時保護施設における職員の数及び夜間の職員体制について定めた基準の経過措置期間の延長
		提案団体	大阪市、京都府、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、指定都市市長会、関西広域連合(こども家庭庁)
		概要	現行の2年間の経過措置を5年間に延長することを求める
		関係省庁からの1次回答の概要	○本基準については、早急に本基準に基づく体制が全国的に図られるべきものである。 ○一時保護施設の職員配置の引き上げについては、経過措置の延長はこどもに対して適切な支援を実施していく観点から適切ではない。
		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○現実問題として2年間の経過措置期間では対応できない地方自治体が出てきており、経過措置期間の延長を行うべきではないか。 ○地域個別の実情を踏まえて合理的な経過措置期間を設定すべきではないか。 ○人材確保が困難であることに加え、短期間に職員を増員した場合に、専門性の高さゆえに人材育成が追い付かず、経験不足による支援の質の低下やトラブルにつながりかねないのではないか。
	4	提案	地域型保育事業に係る連携施設の要件の緩和
		提案団体	大阪市(こども家庭庁)
		概要	都市部を中心として連携施設の確保が困難であるため、複数の地域型保育事業者が合同で保育を行うなど、地域型保育事業者同士が連携する場合も要件を充たしたこととするよう求める
		関係省庁からの1次回答の概要	○「保育内容支援」と、「代替保育」とでは意義を異にしており、連携施設の要件のうち、「保育内容支援」を「代替保育」と同様に緩和することは不適切である。 ○他方で、連携施設に関して、自治体によっては確保に苦慮していることは承知しており、今後、連携施設の要件の在り方も含めた連携施設確保のための検討を行ってまいる。
		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○現在も連携施設の確保に苦慮している状況を踏まえると、地域の実情に応じた連携施設の要件に見直すべきではないか。 ○経過措置の期限は令和6年度末に迫っており、事業者にとって事業運営の見通しを立てる上で喫緊の問題であるため、早期に延長の方針を示していただきたい。 ○連携施設の確保が困難な状況を踏まえると、新たな要件を付すべきではないのではないか。

5	提案	民生委員・児童委員の選任要件の見直し
	提案団体	特別区長会(こども家庭庁、厚生労働省)
	概要	なりて不足解消のため、「在住者」に加えて「在勤者」も推薦可能とするよう見直すよう求める
	関係省庁からの1次回答の概要	【令和5年対応方針】 民生委員・児童委員の選任要件(民生委員法6条1項及び児童福祉法16条)の緩和については、当該市区町村に居住しない者を民生委員・児童委員として選任する上で参考となる地域の実情等を調査した上で、地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
6	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○令和5年対応方針を踏まえ、早期の提案の実現に向けて必要な措置を講じていただきたい。 ○検討の結果、法改正を含めた制度改革を要することとなった場合、民生委員・児童委員の次期一斉改選時に新たな制度の適用が可能となるよう、迅速な制度改革の手続きと、地方自治体や関係団体等への前広な周知を行っていただきたい。
	提案	中山間地域における通所介護事業所に係る報酬算定の対象の見直し
	提案団体	鳥取県、山形県、広島県、徳島県(厚生労働省)
	概要	訪問介護事業所が不足する中山間地域において、通所介護事業所の職員が利用者の居宅を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定を可能とするよう見直すよう求める ※新型コロナウイルス対策として、厚生労働省事務連絡(令和2年2月24日)により、通所介護事業所の職員が居宅で生活している利用者を訪問しサービスを提供した場合においても、報酬算定が可能とする臨時的な措置がなされた。(令和6年3月末で当該臨時的取扱いを終了。)
	関係省庁からの1次回答の概要	○新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、通所系サービスの報酬区分で算定することを認めたものであって、訪問介護サービスとして提供・算定することを認めたものではない。 ○一方で、現行制度においても、所定の基準を満たした場合に、通所介護事業所が訪問介護事業所を併設すること自体は妨げているものではないところである。
	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点	○本提案は、中山間地域においては、訪問介護の担い手不足の問題等から、「基準該当居宅サービス」の人員基準でさえも満たすことが困難な状況にあることを提案の出発点としている。 ○訪問介護事業所が減少傾向にある中山間地域における介護保険事業の現状を十分に踏まえた上で、介護人材の不足等の課題に対応するため、「基準該当居宅サービス」の人員基準等の見直しとともに、居宅でサービス提供を行う職員の資格要件の緩和等について検討されたい。

◇第58回(2024.6.24)

- ▶ 6月24日、第58回地方分権改革有識者会議が開催された。
- ▶ 今回は、第14次地方分権一括法、令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等について報告・説明が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 第14次地方分権一括法については、6月12日に成立した同法について説明が行われた。

- ▶ また、令和6年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等については、令和6年の地方からの提案状況の報告及び重点事項(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 重点事項(案)では、地方分権改革の取組を加速・強化するもののほか、「住民サービスの向上や適切な提供に直結するもので、専門部会での法的な視点からの専門的な調査・審議に馴染むもの」、「令和5年までの対応方針において今後の検討事項とされているもののうち、重点的に議論を深める必要があるもの」などの観点から、23事項が示された。

4. 高齢者

<会 議>

社会保障審議会介護給付費分科会

◇第 241 回(2024.7.31)

- ▶ 7 月 31 日、厚生労働省は第 241 回社会保障審議会介護給付費分科会(分科会長:田辺国昭東京大学大学院法学政治学研究科教授)を持ち回りで開催し、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について、調査票案が示され検討が行われた。
- ▶ 調査の実施は令和 6 年 10 月予定。

社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会

◇第 39 回(2024.6.25)

- ▶ 6 月 25 日、厚生労働省は第 39 回社会保障審議会介護給付費分科会 介護事業経営調査委員会を開催した。
- ▶ 今回は、令和6年度介護従事者処遇状況等調査の実施について調査概要および調査票案が示され、協議が行われた。
- ▶ 令和6年度調査では、「令和6年度介護報酬改定における『介護職員等処遇改善加算』への一本化を踏まえた調査項目の見直しを行う。また、令和6年度におけるベースアップや令和6年度の賃上げ促進税制の適用見込みなどを把握するための調査項目を追加する一方、記入者負担を考慮し、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目を削除するなどの見直しを行う。」とされた。

社会保障審議会介護保険部会

◇第 113 回(2024.7.8)

- ▶ 7 月 8 日、厚生労働省は第 113 回社会保障審議会介護保険部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、介護情報基盤について、介護情報基盤における本人同意の取得、介護情報基盤および介護事業所のセキュリティ対策、介護保険被保険者証のペーパーレス化について、協議が行われた。

認知症施策推進関係者会議

◇第 5 回(2024.7.8)

- ▶ 7 月 8 日、内閣官房は第 5 回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 今回は、前回に引き続き認知症施策推進基本計画の素案について協議が行われた。
- ▶ 今後、今回の素案にてパブリックコメントを実施するとともに、これまでの協議内容もふまえた基本計画案が次回会議にて示され、協議が行われる予定。

◇第 4 回(2024.6.20)

- ▶ 6 月 20 日、内閣官房は第 4 回認知症施策推進関係者会議を開催した。
- ▶ 今回は、認知症施策推進基本計画の素案が示され、協議が行われた。
- ▶ 計画素案では、下記項目について施策の目標および具体的な取組が記載された。
 - 認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の増進
 - 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進等
- 認知症の予防等
- 認知症施策の策定に必要な調査の実施
- 多様な主体の連携
- 地方公共団体に対する支援
- 国際協力

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会

◇第3回(2024.6.24)

- ▶ 6月24日、厚生労働省は第3回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催した。
- ▶ 今回は、検討の方向性について「ケアマネジャーの業務の在り方」「人材確保・定着に向けた方策」「法定研修の在り方」「ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進」の項目ごとにこれまでの委員の意見や課題、さらに議論を深めたい論点が示された。
- ▶ 主な論点案は以下のとおり。
 1. ケアマネジャーの業務の在り方について
 - ケアマネジャーが地域の中で担うべき役割や業務とはどのようなものが考えられるか
 - ケアマネジャーの業務範囲外と考えられる業務は具体的にどのようなものが考えられるか。
 - 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが今後担うべき役割についてどう考えられるか
 - 居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャーと地域包括支援センターの主任ケアマネジャーの役割についてどのように考えるか
 2. 人材確保・定着に向けた方策について
 - ケアマネジャーの人材確保について、どのような考え方で進めていくことが適切と考えるか
 - 介護支援専門員実務研修受講試験の受験者数の増加のため、保有資格や実務経験等の受験要件の拡大や、受験しやすい試験方法に見直すことについてどう考えるか。
 - ケアマネジャーとして従事している者の離職防止や、離職・退職したケアマネジャーの職場復帰に向けて、どのような対応策が考えられるか
 3. 法定研修の在り方について
 - ケアマネジャーの質の確保・向上を図りつつ、法定研修の効率化を図るため、例えば講義の科目については、統一的な実施とすることについてどう考えるか。
 - 現行の法定研修、特に更新研修の研修内容や時間数についてどう考えるか。
 4. ケアマネジメントの質の向上に向けた取り組みの促進
 - ケアマネジメントの更なる質の向上に向けて、その質を評価するためにどのような手法が考えられるか
 - テクノロジーを活用したケアマネジャーの業務効率化・負担軽減に向けて、どのような対応が考えられるか
- ▶ また、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会よりケアマネジメントに係る現状・課題について下記5つの提案の説明があった。
 - 地域包括ケアシステムの中核機関として地域内の適切な機関と連携してきたノウハウを活かします
 - 介護支援専門員の理解・やりがい等を広めることに、私たち地域包括・在宅介護支援センターも積極的に関わります
 - 地域包括支援センターとの連携により、高齢者虐待等の権利侵害の防止にもつながります
 - 地域で必要とされる研修機会・視点を地域とともに共有できます

高齢社会対策大綱の策定のための検討会

◇第8回(2024.8.5)

- ▶ 8月5日、内閣府は第8回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は、前回の協議をふまえ高齢社会対策大綱の策定のための検討会報告書(案)が示され、協議が行われた。
- ▶ 報告書案では、高齢社会対策の基本的方向性として、
 - (1)年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
 - (2)高齢期の一人暮らしの人の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
 - (3)加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築の3つの基本的な考え方にのっとり、高齢社会対策を推進すべきとしている。
- ▶ 報告書案では、下記5部構成により、それぞれの項目について整理されている。

第1部 基本的な考え方

1. 高齢社会対策の意義
2. 高齢社会対策の基本的方向性
 - (1)年齢に関わりなく、希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築
 - (2)高齢期の一人暮らしの人の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築
 - (3)加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

第2部 生涯を通じて活躍できる環境の整備

1. 年齢に関わらない活動機会の拡大
 - (1)高齢期を含めたスキルアップやリスキングの拡充
 - (2)デジタル等のテクノロジーに関する学びの充実
 - (3)身近な場やオンラインでの学習機会の充実
 - (4)企業等における就労の促進
 - (5)就労に関する制度整備や取組強化
 - (6)地域社会の活力を支えるプラットフォームの構築
2. 高齢社会に関するあらゆる世代の理解の促進
 - (1)加齢に関する理解の促進
 - (2)社会保障教育及び金融経済教育の充実等
 - (3)持続可能な地域社会を構築するための学びの充実

第3部 高齢期の一人暮らしの人の増加等に対応できる環境の整備

- (1)居住支援の充実
- (2)空き家対策の推進
- (3)健康づくり・介護予防
- (4)医療・介護の充実
- (5)介護離職の解消
- (6)地域における移動手段の確保
- (7)高齢期における身寄りのない人への支援の充実
- (8)民生委員等の担い手確保

第4部 身体機能・認知機能の変化に配慮した環境の整備

- (1)金融経済活動における支援
- (2)消費者被害の防止
- (3)認知機能の変化に応じた交通安全対策
- (4)難聴等感覚器機能の低下への対応
- (5)高齢期の特性に配慮した防災・防犯対策

第5部 今後の高齢社会対策の推進に当たって

◇第7回(2024.7.17)

- ▶ 7月17日、内閣府は第7回高齢社会対策大綱の策定のための検討会を開催した。
- ▶ 今回は、高齢社会対策大綱の策定のための検討会報告書(素案)が示され、協議が行われた。

<通知・公表>

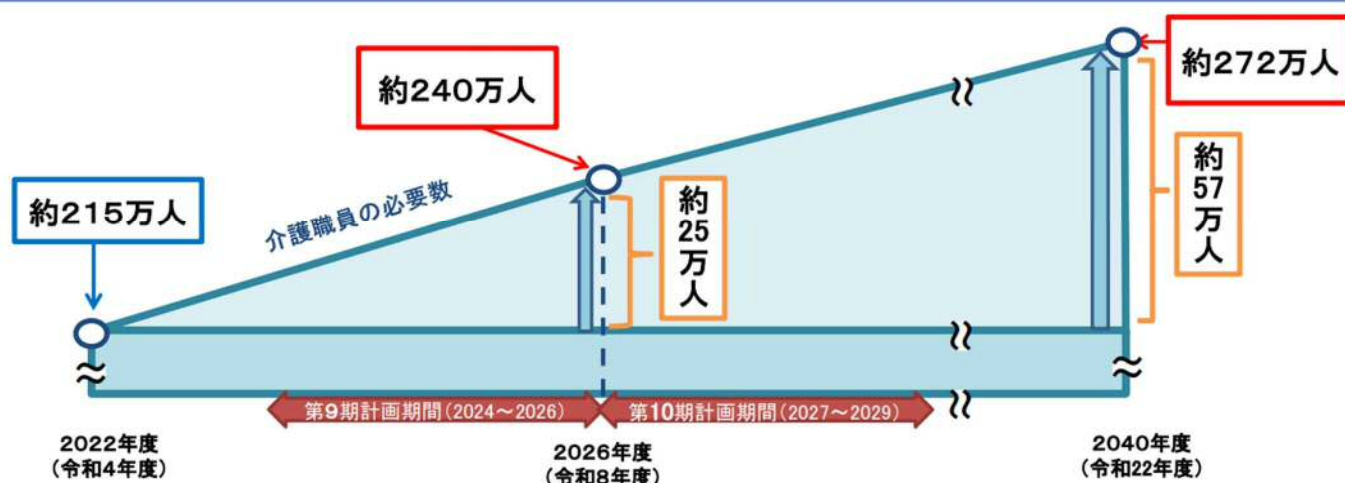
第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数公表(2024.7.12)

- ▶ 7月12日、厚生労働省は第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数を公表した。
- ▶ 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、2026年度には約240万人(+約25万人(6.3万人/年))、2040年度には約272万人(+約57万人(3.2万人/年))となった。※()内は2022年度(215万人)比

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

別紙1

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人(+約25万人(6.3万人/年))
 - ・ 2040年度には約272万人(+約57万人(3.2万人/年))
 となった。 ※()内は2022年度(約215万人)比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2022年度(令和4年度)の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数(約240万人・272万人)については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3) 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

5. 障害者

<会議>

障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部

◇第1回(2024.7.29)

- ▶ 7月29日、政府は第1回障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部(本部長:岸田文雄内閣総理大臣)を開催した。
- ▶ 本推進本部は、旧優生保護法に係る令和6年7月の最高裁判所判決を受け、優生思想及び障害者に対する偏見や差別の根絶に向け、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めた取組を強化するため、内閣に設置された。
- ▶ 今回は、「旧優生保護法を巡る経緯等」「障害を理由とする差別の解消に向けた取組」について協議が行われた。
- ▶ 岸田総理大臣は、旧優生保護法の国家賠償請求訴訟の係属訴訟について、原告が高齢化している現状及び原告団との協議の状況を踏まえ、和解のための合意書の締結等による早期解決を急ぐよう、加藤内閣府特命担当大臣、小泉法務大臣に指示した。また、併せて新たな補償の仕組みの具体的な内容について議員立法の提出に向けて取り組んでいる超党派の議員連盟との検討・調整を加速するよう指示した。
- ▶ また、障害者に対する偏見差別、優生思想の根絶に向けて、これまでの取組を点検し、教育・啓発等を含めて取組を強化するとし、関係大臣に取組みの推進を指示した。

社会保障審議会障害者部会

◇第141回(2024.7.4)

- ▶ 7月4日、厚生労働省は第141回社会保障審議会障害者部会(部会長:菊池馨実早稲田大学理事・法学学術院教授)を開催した。
- ▶ 今回は、障害保健福祉施策の動向、公認心理師法附則第5条に基づく対応について協議が行われた。
- ▶ 障害保健福祉施策の動向では、障害福祉サービス利用者数の推移等についての報告が行われたほか、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について報告が行われた。また、障害福祉サービス等報酬改定の検証に向けた調査の実施について、下記のとおりスケジュールが示された。

障害福祉サービス等報酬改定の検証について

令和6年度報酬改定の影響等を把握するとともに、次期報酬改定に向けた基礎資料を得るため、下記の調査を行う。

調査	概要	R 6年度	R 7年度	R 8年度
障害福祉サービス等 経営概況・実態調査	障害福祉サービス等施設・ 事業所の経営状況等の調査		(経営概況調査) R 5・6 年度決算にお ける収支差率等を調査	(経営実態調査) R 7 年度決算における 収支差率等を調査
障害福祉サービス等 従事者処遇状況等調 査	障害福祉サービス等従事者 の処遇の状況及び処遇改善 加算の影響等の調査	R 5・6 年度（各年度 9 月分）の従事者の 給与等を調査	引き続き状況を把握（詳細は今後検討）	
		上記調査の他、加算取得状況について国保連データで随時把握		
障害福祉サービス等 報酬改定検証調査 （※ 1）	検討チームにおいて検討が 必要とされた事項や、報酬 改定の効果検証に必要な事 項等についての調査	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	
障害者総合福祉推進 事業 （※ 2）	障害者施策全般にわたる、 引き続き解決すべき課題や 新たに生じた課題について の実態把握や試行的取組	調査項目を設定の上、 調査を実施	引き続き調査を実施	

(※1) R6年度改定検証調査概要

下記サービス等についてR6年度報酬改定の影響等を調査

- | | |
|----------|-----------------|
| ①生活介護 | ⑤計画相談支援・障害児相談支援 |
| ②就労系サービス | ⑥意思決定支援・権利擁護 |
| ③訪問系サービス | ⑦短期入所 |
| ④共同生活援助 | ⑧障害児通所支援 |

(※2) R6年度推進事業一次公募課題(主なもの)

- ・障害者の地域支援も踏まえた障害者支援施設の在り方
- ・共同生活援助における支援内容の明確化及び支援の質の評価
- ・就労系障害福祉サービスの実態
- ・重度障害者等の就労・就学の支援の在り方
- ・障害福祉サービス事業者の財務状況の把握
- ・障害福祉現場における手続負担の軽減

(注) 上記は現時点のスケジュール見込みであり、今後変更があり得る。16

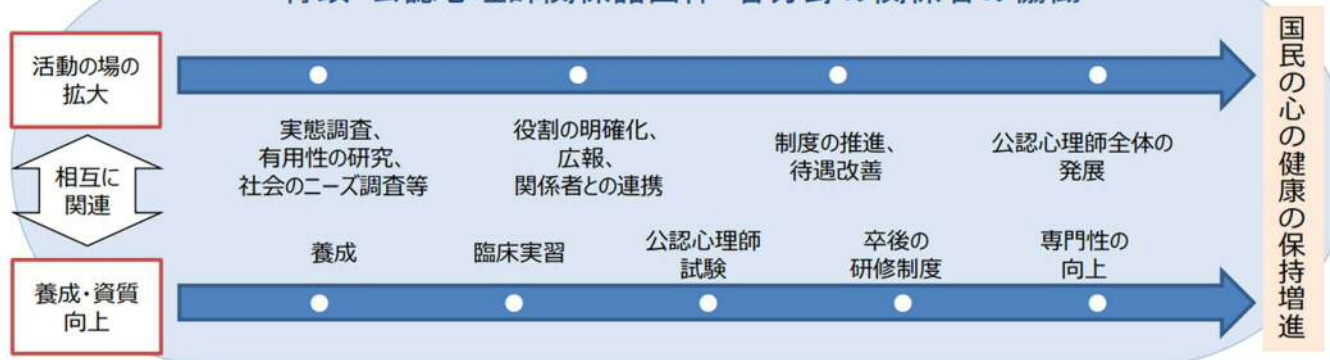
- ▶ 公認心理師法附則第5条に基づく対応については、公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討について、下記のとおり示された。

公認心理師法の施行状況と今後の取組の検討

まとめ

- ・法の施行後からこれまでの間、各分野における公認心理師の配置は拡大してきており、法についても円滑に施行されている。また、公認心理師の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって国民の心の健康の保持増進に寄与するという法の目的が達成されている。
- ・一方、公認心理師の活動や養成等の現状について、いくつかの課題も指摘されていることから、文部科学省及び厚生労働省においては、法の規定が円滑に施行されるよう、取りまとめた結果も踏まえ、行政、公認心理師関係諸団体及び各分野の関係者と協働し、必要な取組を進めていく。

行政・公認心理師関係諸団体・各分野の関係者の協働



労働政策審議会（障害者雇用分科会）

◇第 132 回(2024.7.9)

- ▶ 7 月 9 日、厚生労働省は第 132 回労働政策審議会（障害者雇用分科会）を開催した。
- ▶ 今回は、2023 年度の年度目標に係る評価及び 2024 年度の年度目標の設定について協議が行われた。
- ▶ 2023 年度の年度目標に係る評価については、2023 年度の目標として障害者雇用分科会において設定した年度目標についての評価案が示された。
- ▶ ハローワークにおける障害者の就職件数については、2023 年度目標が「2019 年度(103,163 件)以上」だったのに対し、2023 年度実績は 110,756 件(対前年度比 8.0%増)であり、目標であるコロナ禍以前の 2019 年度実績(103,163 件)を 7.4%上回った。
- ▶ これは、2023 年度の新規求職申込件数が 249,490 件(対前年同期比 6.9%増)で、2019 年度実績(223,223 件)を 11.8%上回る水準となるとともに、障害者専用求人数の全数が 263,217 人(対前年同期比 9.5%増)と 2019 年度実績(252,191 人)を 4.4%上回る水準に改善したことが背景にあるものと考えられると、評価している。

さらに、ハローワークにおいて、2024 年4月以降の法定雇用率の段階的な引上げ等への対応として障害者の雇入れ支援の更なる強化を図るため、障害者雇用率未達成企業への丁寧な聞き取りや求人者・求職者双方への能動的なマッチング支援の実施によるものとみられている。
- ▶ また、障害者雇用分科会における 2024 年度の年度目標(案)が示され、協議が行われた。

障害者政策委員会

◇第 79 回(2024.6.24)

- ▶ 6 月 24 日、内閣府は第 79 回障害者政策委員会を開催した。
- ▶ 今回は、第 5 次障害者基本計画の実施状況の監視に向けての視点について、石川准 障害者政策委員会前委員長による講演が行われた後、質疑応答が行われた。

<通知・公表>

雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績(令和 5 年度)(2024.6.28)

- ▶ 6 月 28 日、厚生労働省は令和 5 年度雇用の分野における障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務に係る相談等実績を公表した。
- ▶ 主な結果は以下のとおり。
 - ハローワークに寄せられた障害者差別および合理的配慮の提供に関する相談は 245 件(対前年度比 8.9%増)
 - うち、障害者差別に関する相談は 31 件(対前年度比 16.2%減)
 - 合理的配慮の提供に関する相談は 214 件(対前年度比 13.8%増)
 - 公共職業安定所が行った事業主への助言件数は 18 件(法違反に係る助言件数)
 - 指導件数は 2 件、都道府県労働局長が行った勧告件数は、前年度に引き続き 0 件
 - 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 10 件(前年度 1 件)
 - 障害者雇用調停会議による調停申請受理件数は 9 件(前年度 9 件)。

6. 子ども・家庭福祉

<法改正等>

児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法)成立(2024.6.19)

- ▶ 6月19日、児童対象性暴力防止法案(日本版 DBS 法律案)が参議院本会議で可決、成立した。
- ▶ 本法案は、国が所管する性犯罪歴をデータベース化したシステムを活用し、学校や保育所などの雇用側に、就労希望者の犯罪歴照会を義務付ける。学習塾の利用は任意とし、事業者が国から認定を受ければ義務化される。
- ▶ 照会の対象となる性犯罪の種類は、裁判所で有罪判決が確定した「前科」のほか、痴漢や盗撮など自治体の条例違反も含まれる。
- ▶ 照会期間は拘禁刑(懲役と禁錮両刑を2025年に一元化)が刑の執行終了から20年、罰金刑以下は10年とし、既に働いている人も対象となる。

こども家庭庁 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律案の概要

法案の趣旨

児童対象性暴力等が児童等の権利を著しく侵害し、児童等の心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の措置を講じることを義務付けるなどとする。

法案の概要

1. 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

学校設置者等(学校、児童福祉施設等)及び民間教育保育等事業者(学習塾等)について、その教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努めるとともに、被害児童等を適切に保護する責務を有することを規定

2. 学校設置者等が講ずべき措置

学校設置者等が講ずべき措置として以下のものを規定

- ・ 教員等に研修を受講させること、児童等との面談・児童等が相談を行いやすくなるための措置
- ・ 教員等としてその業務を行わせる者について、4に掲げる仕組みにより特定性犯罪前科の有無を確認
- これらを踏まえ、児童対象性暴力等が行われるおそれがある場合の防止措置(教育、保育等に従事させないこと等)を実施
- ・ 児童対象性暴力等の発生が疑われる場合の調査、被害児童等の保護・支援

3. 民間教育保育等事業者の認定及び認定事業者が講ずべき措置

- ・ 内閣総理大臣は、2に掲げる学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施する体制が確保されている事業者について、認定・公表
- ・ 認定事業者には2に掲げるものと同等の措置実施を義務付け
- ・ 認定事業者は、認定の表示可能
- ・ 認定事業者に対する内閣総理大臣の監督権限の規定を創設

4. 犯罪事実確認の仕組み等

- ・ 2及び3の対象事業者が内閣総理大臣に対して申請従事者の犯罪事実を確認する仕組みを創設する。当該仕組みにおいては、対象となる従事者本人も関与する仕組みとする。
- ・ 内閣総理大臣は、対象事業者から申請があった場合、以下の期間における特定性犯罪(痴漢や盗撮等の条例違反を含む)前科の有無について記載した犯罪事実確認書を対象事業者に交付する。ただし、前科がある場合は、あらかじめ従事者本人に通知。本人は通知内容の訂正請求が可能
- ア 拘禁刑(服役): 刑の執行終了等から20年
- イ 拘禁刑(執行猶予判決を受け、猶予期間満了): 裁判確定日から10年
- ウ 罰金: 刑の執行終了等から10年
- ・ 犯罪事実確認書等の適正な管理(情報の厳正な管理・一定期間経過後の廃棄等)

5. その他

- ・ この法律案に定める義務に違反した場合には児童福祉法等に規定する報告徴収等の対象となること等を規定【学校教育法、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】
- ・ 施行後3年後の見直し・検討規定を設ける

施行期日

施行期日: 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日

こども家庭審議会基本政策部会 幼児期までのこどもの育ち部会

◇第11回(2024.7.22)

- ▶ 7月22日、こども家庭庁は第11回こども家庭審議会基本政策部会 幼児期までのこどもの育ち部会(部会長:秋田 喜代美学習院大学文学部教授)を開催し、「こどもまんなか実行計画2024」における「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策について報告が行われるとともに、「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進について協議が行われた。
- ▶ 「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策については、下記のとおり関連施策のポイントが示された。

「こどもまんなか実行計画2024」における「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策 ポイント

「こどもまんなか実行計画2024」の施策のうち、「はじめての100か月」の育ちに関する主な取組をとりまとめ、「はじめての100か月の育ちビジョン」の趣旨を反映。

課題	対応の方向性と主な施策
① 全てのこどもの権利と尊厳が守られていない。 (例：児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳等)	✓ 社会全体にこどもの権利等を普及啓発。 (「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 児童虐待の未然防止や対応を強化。 (こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化など)
② こどもが様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右。 (例：0～2歳の約6割は就園していない+少子化の影響等)	✓ 未就園児を含めた全ての乳幼児に対し、「アタッチメント（愛着）」の形成や、豊かな「遊びと体験」の機会等を充実。 (「こども誰でも通園制度」の創設など) ✓ 「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」が成長に与える影響等に関する科学的知見を調査・普及。 (「はじめての100か月」の育ちに関する調査研究の実施など)
③ こどもを取り巻く環境が大きく変わる時に育ちの切れ目が発生。 (例：家庭・園・関係機関・地域などの関係者間や、誕生・就園・就学前後の切れ目等)	✓ 妊娠から出産・子育てまで切れ目ない伴走型の相談支援や、幼児期から学童期への切れ目ない育ちの保障を推進。 (出産・子育て応援交付金事業や、放課後児童対策の推進など) ✓ 地域において、療育・保育などこどもの育ちについての関係機関の連携を強化。(児童発達支援センターの機能強化など)
④ こどもに最も近い存在の保護者・養育者が地域で孤立。 (例：地縁・血縁の希薄化など、子育ての環境が大きく変化等)	✓ 全ての妊産婦や子育て世帯に必要な支援を届ける。 (産前産後の支援や乳幼児健診等の母子保健施策の推進など) ✓ 保護者等の相談・交流・育ち合いや学びの機会を確保。 (地域子育て支援拠点事業や、家庭教育支援の推進など)
⑤ 社会全体でこどもの育ちを支える気運を醸成できていない。 (例：子育て当事者だけでなく全ての人がこどもの育ちに影響を与え得るが、その認識を共有できていない等)	✓ こどもや子育てに優しい社会に向けた気運を醸成するための取組を推進。 (「こどもまんなかアクション」や「健やか親子21」と連携した「はじめての100か月の育ちビジョン」の広報など) ✓ 高齢者や小中高生など、地域で乳幼児の育ちを支える人材の裾野を拡大。(地域コーディネーターの養成や、乳幼児触れ合い体験の推進など)

全てのこどもの「はじめての100か月」から
生涯のウェルビーイング向上を実現

目指す姿

「こどもまんなか実行計画2024」における「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策 概要

令和5年12月に閣議決定された「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえ、5つのビジョンを実現するための施策を総合的に推進。

ビジョン①：こどもの権利と尊厳を守る

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発

ビジョンに基づき、こどもの権利と尊厳を守ることを含め、乳幼児の育ちを支援・応援する行動の輪を広げるため、ビジョンを踏まえた具体的な実践例を交えた広報動画・パンフレット等を作成・周知し、こども・若者や保護者・養育者、こどもに関わる専門職など、社会全体へわかりやすく普及啓発を図る。

✓児童虐待防止等の推進

児童虐待の未然防止や虐待への対応強化等により、こどもの権利と尊厳を守るため、こども家庭センターの体制整備や、児童相談所の体制強化を含めた児童虐待防止対策の強化等を図る。

ビジョン③：「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

✓出産・子育て応援交付金事業の推進

妊娠から出産・子育てまで一貫した、切れ目ない「伴走型相談支援」に「経済的支援」を一体的に行い、子育て当事者である各利用者に応じたわかりやすい情報提供等を行うことで、保護者等のウェルビーイングと成長を支援・応援する。

✓「幼保小の架け橋プログラム」の推進

各自治体の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、5歳児から小学校1年生の2年間の「架け橋期のカリキュラム」の開発・実施・改善等に取り組む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。

✓放課後児童対策の推進

「小1の壁」を打破し、幼児期から学童期への切れ目ない育ちを保障するため、放課後児童クラブの受け皿整備など、関係省庁で連携して放課後児童対策を推進する。

✓乳幼児触れ合い体験の推進

「地域少子化対策重点推進交付金」等を活用し、教育・福祉部局の連携の下、若い世代が乳幼児や子育て家庭と触れ合う機会を増やすことで、育ちを支えられてきた者が次代のこどもを支える循環づくりを図る。

✓地域における障害児の支援体制の強化とインクルージョンの推進

障害の有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりのため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化を図るとともに、保育所等への巡回支援の充実を図るために必要な支援を行う。

ビジョン②：「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成

ビジョンに基づき、地域の多様な場面に根差して、乳幼児・保護者と地域の人々をつなぐためのイベント開催等の活動を行う地域コーディネーターを養成する取組を進める。

✓「はじめての100か月」の育ちに関する調査研究

「アタッチメント（愛着）」や「遊びと体験」など、多角的な視点から、乳幼児の育ちに関する科学的知見の充実・蓄積・普及に向けて、調査研究を行う。

✓「こども誰でも通園制度」の創設

「こども誰でも通園制度」を新たに創設することで、心身の状況や置かれた環境に関わらず、ひとしく全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を保障するとともに、保護者等の孤立感・不安感の解消や、育児負担の軽減、親としての成長等を、各家庭の状況等に応じて切れ目なく図る。

✓親子関係形成支援事業の推進

支援が必要なこどもと保護者等に対し、状況に応じて、親子の適切な関係構築に向けた支援を実施する。

✓保育士等の配置基準や処遇の改善

保育士等の配置基準や処遇の改善など、保育者が誇りを持って働くことのできる体制整備を進めることで、乳幼児の育ちにとって重要な役割を持つ専門職を支える。

ビジョン④：保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

✓母子保健施策の総合的な推進

産前産後の支援や乳幼児健診の推進など、妊産婦や子育て世帯を支える母子保健分野の諸施策を総合的に推進する。

✓地域におけるこども・子育て支援の推進

保護者等の相談や交流、育ち合いの場の確保のため、地域子育て支援拠点事業等を推進するとともに、身近な相談機関である地域子育て相談機関の整備等によって、子育て世帯に必要な支援につなげる。また、ファミリー・サポート・センター事業等を通じて地域における育児の相互援助や、家庭教育支援等を進める。

✓共働き・子育ての推進

出生後一定期間内に両親ともに育児休業を取得することを促進するなど、保護者等の労働環境の整備を含めた対応を進めることで、こどもと過ごす時間の確保を図る。

✓「こども誰でも通園制度」の創設【再掲】

✓出産・子育て応援交付金事業の推進【再掲】

ビジョン⑤：こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

✓「こどもまんなかアクション」と連携した広報

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「こどもまんなかアクション」と連携し、ビジョンを踏まえた国民の具体的な行動を促す広報を行う。

✓「健やか親子21」と連携した広報

「健やか親子21」の妊娠・出産・子育て期の健康に関する普及啓発と連携し、ビジョンを踏まえた基本的な考え方を広める広報を行う。

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」の普及啓発【再掲】

✓「はじめての100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成【再掲】

✓乳幼児触れ合い体験の推進【再掲】

- ▶「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進については、現状と今後の方向性について下記のとおり示された。

「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進における現状と今後の方向性

取組	現状	今後の方向性
①「はじめの100か月の育ちビジョン」の普及啓発	■ 一般向けの広報動画・パンフレット、こどもに関わる専門職向けの研修動画・ガイドブックを制作・公表済み。 ■ デジタル広告や子育て世帯向けのWebメディアとのタイアップ、政府広報ラジオなどで、本ビジョンの広報を進めている。 ■ 本ビジョンの社会的な認知度が依然として低いため、認知度の向上に向けてさらなる周知の強化が必要。	■ 本ビジョンのさらなる広報を図るため、「こどもまんなかアクション」リレーションポジウムなどと連携し、全国各地でのイベントにおける周知や、幅広い外部メディアとのタイアップなどを通じて、効果的なPRを展開。 ■ あわせて、本ビジョンを踏まえた具体的な行動を促進するため、<u>保護者・養育者や関心層を始めとした社会全体の様々な立場の人々にわかりやすく訴求する普及啓発資料(動画やハンドブック)を制作・公表する。</u>
②「はじめの100か月の育ちビジョン」地域コーディネーターの養成	■ 全体統括事業者(全国認定こども園協会)において、有識者による委員会を立ち上げ、<u>コーディネーター研修の実施などに向けて調整中。</u> ■ 全国10地域のモデル団体において、先進事例の創出に向けた活動計画の作成やコーディネーターの選出などに着手済み。	■ 全国10地域のモデル団体から選出された受講者に<u>コーディネーター研修(オンデマンド講義+ワークショップ+現地視察によるフォローアップ)を実施し、各地での具体的な実践につなげる。</u> ■ 各モデル団体において、自治体を始めとした関係者と連携しながら、<u>地域に根差した多様なコーディネーターの活動を展開するとともに、その効果を検証する。</u>
③「はじめの100か月」の育ちに関する調査研究	■ 「乳幼児との関わり」や「乳幼児の遊びと体験」に関する調査研究、<u>乳幼児を取り巻く生活の実態調査について、それぞれ着手済み。</u> ■ 今後、有識者による委員会において、調査研究の方向性などを検討。	■ 先行研究の調査・整理・分析や、現地調査・ヒアリング・アンケートの実施などを進め、「アタッチメント(愛着)」や「遊びと体験」が乳幼児の育ちに与える影響や、妊婦や乳幼児とその保護者を取り巻く生活の実態などを調査し、その結果をわかりやすく調査報告書にとりまとめ、公表する。

こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会

◇第7回(2024.6.27)

- ▶ 6月27日、こども家庭庁は第7回こども家庭審議会基本政策部会 こども・若者参画及び意見反映専門委員会(委員長:土肥潤也 特定非営利活動法人わかものまちな代表理事)を開催し、令和6年度こども・若者参画及び意見反映専門委員会の進め方(案)について協議が行われた。
- ▶ 会議では、「こどもまんなか実行計画2024」に基づき、令和6年度に実施する「こども若者★いけんぷらす」のテーマ一覧や、活動内容、若者が主体となって活動する団体に関する調査研究のスケジュール案、本委員会の進め方案が示された。

こども家庭審議会 こどもの居場所部会 児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会

◇第3回(2024.8.2)

- ▶ 8月2日、こども家庭庁は第3回こども家庭審議会こどもの居場所部会児童厚生施設及び放課後児童クラブに関する専門委員会(委員長:大竹智立正大学社会福祉学部教授)を開催し、「児童館ガイドライン改正案」「放課後児童クラブ運営指針改正案」について協議が行われた。
- ▶ 今回は、前回会議後に実施した児童館及び放課後児童クラブを利用しているこどもの意見聴取結果の概要が報告されるとともに、前回協議をふまえ、児童館ガイドライン改正案および放課後児童クラブ運営指針改正案が示され、協議が行われた。

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会

◇第 4 回(2024.6.25)

- ▶ 6 月 25 日、こども家庭庁はこども家庭審議会 児童虐待防止対策部会(山縣文治関西大学人間科学部人間健康学科教授)を開催し、制度改革を要する事項、ヤングケアラーに関する改正法の施行等について報告・協議を行った。

- ▶ 制度改革を要する事項については、下記 3 点について改正のイメージ案が示された。

1. 一時保護委託先について

(現行)

特段の基準がなく、児童相談所長又は都道府県知事が「適当と認める者」への委託が可能となっており、その質の担保が課題となっている

(改正のイメージ案)

一時保護委託については、例えば、原則として、一時保護委託を受けるために事前に登録等を受けた者等に対してのみ行えることとするなど、一定の質を担保できるような法制上の措置をとることとしてはどうか(公布後2年以内の政令で定める日の施行を想定)

2. 面会通信制限関係について

(現行)

児童虐待を行った保護者についてのみ面会通信制限等ができるものとされており、児童虐待が行われた疑いがある段階については、対象となっていない

(改正のイメージ案)

児童虐待防止法第 12 条において、一時保護中の児童に対して児童虐待が行われた疑いがある場合については、児童相談所長が児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに面会通信制限を行えるものと規定すること等により、保護者の同意なく面会通信制限等が行える場合を明確にし、適切な運用が図られるようにしてはどうか。(公布後 6 月以内の政令で定める日の施行を想定)

3. 保育所等における虐待対応の強化について

(現行)

保育所等における虐待等の不適切事案が相次いだこと等を踏まえ、現在、児童養護施設等と同様に、保育所等の職員による虐待に関する通告義務等を設けることが検討されている

(改正のイメージ案)

上記の通告義務等については、もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う施設・事業を対象とすることが検討されていることから、意見表明等支援事業についても、対象とすることとしてはどうか。(令和 7 年度施行を想定)

こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

◇第 118 回(2024.8.6)

- ▶ 8 月 6 日、こども家庭庁は、第 118 回こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第 20 次報告」について協議を行った。(資料は非公開)

◇第 117 回(2024.7.11)

- ▶ 7 月 11 日、こども家庭庁は、第 117 回こども家庭審議会 児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会を開催し、「こども虐待による死亡事例等の検証結果等について

こども家庭審議会 障害児支援部会

◇第 6 回(2024.7.10)

- ▶ 7 月 10 日、こども家庭庁は、第 6 回こども家庭審議会 障害児支援部会(部会長:有村大士日本社会事業大学社会福祉学部教授)を開催し、最近の障害児支援行政の動向について報告が行われた後、協議を行った。

こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会

◇第 4 回(2024.7.30)

- ▶ 7 月 30 日、こども家庭庁は、第 4 回こども家庭審議会 こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会(部会長:新保幸男神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授)を開催し、報告事項について報告が行われた後、こどもの貧困対策推進ワーキンググループ及びひとり親家庭支援ワーキンググループの設置について協議を行った。
- ▶ ワーキンググループの設置については、こどもの貧困対策及びひとり親家庭支援施策に係る各種課題について、それぞれの課題に応じた調査審議を深めるため、こども家庭審議会こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援部会の下に、「こどもの貧困対策推進ワーキンググループ」及び「ひとり親家庭支援ワーキンググループ」を設置するというもの。
- ▶ こどもの貧困対策推進ワーキンググループは、こども基本法(令和4年法律第 77 号)第 11 条の規定を踏まえながら、貧困の状況にあるこども等のニーズを踏まえた事業運営や必要な見直し等について検討を行う。
- ▶ ひとり親家庭支援ワーキンググループは、基本方針の評価及び改定その他ひとり親家庭への支援施策の在り方について検討を行う。

こども政策 DX 推進チーム

◇第 2 回(2024.7.3)

- ▶ 7 月 3 日、こども家庭庁は、第 2 回こども政策 DX 推進チーム(t チームリーダー:加藤鮎子こども政策担当大臣)を開催し、こども政策 DX の推進に向けた取組方針 2024 についてとりまとめた。
- ▶ 本取組方針は、必要な情報を最適に届ける仕組みの構築(子育て支援制度レジストリ)、保育 DX、母子保健 DX をはじめとする改革の方向性が示されるとともに、上記の内容を含む「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されたことをふまえ、これまでの取組や前提状況なども付加した上で、こども家庭庁としての当面の取組方針を示すもの。

こども家庭庁

1. 取組方針の位置づけ/基本的な方向性

背景

- ◆ 妊娠、出産、出産後の間もない期間の行政手続きを対面で申請しなければならないことの負担感や、子育てに関わる正確な情報を入手できることなどを求める声を踏まえ、**2023年3月**に「**こども政策DXの推進に向けた当面の取組方針**」が策定された。
- ◆ **2023年10月**に内閣官房に**デジタル行財政改革会議**が立ち上がり、子育て分野にも焦点を当て、デジタル完結の原則に則り、業務やネットワーク、システムを改善し、業務の効率化と質の向上につなげるための検討が加速。
- ◆ 子育て分野については加藤鮎子こども政策担当大臣が会議で発表した内容に則り、**2024年6月**に**デジタル行財政改革会議**がとりまとめられた。その内容を踏まえ、こども家庭庁において「**こども政策DXの推進に向けた取組方針2024**」を策定するもの。

策定の目的/基本的な方向性

- ◆ DXの推進に当たっては、地方公共団体や民間事業者との協力・連携が不可欠であり、こども政策DXの取組方針を明らかにするとともに、関係者に広く周知することを目的とするもの
- ◆ こども・子育て政策のデジタル化によって、こどもや子育て家庭などが必要な情報に素早く、簡単にアクセスでき、様々な行政手続をストレスなく行うことができる環境を整備し、子育てをより楽しく、安心、べんりなものとする
- ◆ デジタル技術を活用し、保育所などの子育て関連事業者や地方自治体など、こども政策の現場に携わる方々の事務負担を軽減し、こどもや子育て家庭への支援にかかる時間やエネルギーをできるだけこども政策の質の向上に振り向けていく
- ◆ そのため、デジタル化の原則（①デジタルファースト、②ワンスオンリー、③コネクテッド・ワンストップ）に沿って保護者や現場の負担が軽減されるよう、出産から子育ての各ステージを通じたシームレスな仕組みの構築を目指し、各分野のDXを推進する
 - ①必要な情報を最適に届ける仕組みの構築
 - ②出生届のオンライン化
 - ③母子保健DXの推進
 - ④里帰りする妊産婦への支援
 - ⑤保育DXによる現場の負担軽減
 - ⑥放課後児童クラブDXの推進
 - ⑦こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進
- ◆ 国は共通基盤となるシステム構築やデータの標準化を進め、その上において民間事業者がユーザーインターフェイスなどの品質を競い合うことで、子育て当事者の利便性や保育現場の業務効率の向上を実現することを基本とする

こども家庭庁

2. 具体的な取組方針

①必要な情報を最適に届ける仕組みの構築（子育て支援制度レジストリの整備）

こども家庭庁
総務省、デジタル庁、他

- ◆ 2024年度中に、未就学児を対象とした支援制度から、全国の子育て支援制度を網羅的に調査
- ◆ 子育て支援制度レジストリ（データベース）を国が整備、民間の子育てアプリと連携
- ◆ 2025年度以降、日常使う子育てアプリに、必要な情報を最適なタイミングで先回りしてスマートに配信
子育て世帯が自ら調べて把握する時間の削減や子育て支援制度の利用率向上を目指す

②出生届のオンライン化

法務省、厚生労働省
デジタル庁、こども家庭庁

- ◆ 2024年8月を目途に、希望する市区町村について、出生証明書の画像添付方式による出生届のオンライン化を実現
- ◆ 2026年度を目途に、マイナポータルから戸籍情報連携システムを介した出生届のオンライン届出を可能とし、全市区町村での実施を目指す。出生証明書については、医療機関から自治体に直接提出を可能に

③母子保健DXの推進

こども家庭庁、
デジタル庁

- ◆ 全国共通の情報連携基盤（PMH※）の整備や、母子手帳アプリの活用により、スマホでの健診受診・健診結果の確認やプッシュ型支援等を行えるようにし、利便性の向上を実現
- ◆ 電子版母子健康手帳の在り方について、有識者を構成員とした検討会において、課題と対応を整理し、この議論を踏まえ、ガイドラインを作成
- ◆ これらの取組により、電子版母子健康手帳の普及を含む母子保健DXの全国展開を目指す。

※ PMH（Public Medical Hub）：住民、医療機関、自治体の間で母子保健情報を迅速に共有・活用するための情報連携基盤。

④里帰りをする妊産婦への支援

こども家庭庁、
デジタル庁

- ◆ 里帰り先と住民票所在地の自治体で切れ目のない支援を提供するとともに、煩雑な手続を不要にし利便性の向上を実現
- ◆ 自治体や子育て経験者に対する里帰りに関する実態やニーズを調査するとともに、里帰りに係る情報連携のための制度改正を行ったところであり、引き続き、里帰り妊産婦に係る母子保健情報の自治体間の情報連携を可能とするため、PMHを整備

⑤保育DXによる現場の負担軽減

こども家庭庁
デジタル庁

フェーズ1：保育DXの前提としてのICT環境整備

- ◆ 2025年度中に100%を目指し保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進
- ◆ フェーズ2で整備する基盤の標準仕様の検討を踏まえ、段階的・計画的にICTの環境整備

フェーズ2：保育DX（データ連携による付加価値の創出）

- ◆ 給付・監査等の業務の標準化、保育施設等や自治体の業務システムと連携した施設管理プラットフォームの整備により事務負担を大幅に軽減
- ◆ 保育所入所申請事務や届出情報の標準化、再調整等の申請手続の簡素化
- ◆ 保活情報連携基盤を構築し、情報収集や施設見学予約、窓口申請等の一連の保活をワンストップで完結
- ◆ 就労証明書については追加項目を精査・標準化、オンライン提出を可能とする

※デジ田交付金TYPE5を活用して保育業務のワンスオンリー、保活ワンストップを試行

フェーズ1から2への移行を支える取組として、保育ICTラボ（仮称）への支援を検討。ロールモデルの創出と横展開を図る

⑥放課後児童クラブDXの推進

- ◆ 保育DXを参照しつつ、希望する自治体や事業所の放課後児童クラブDXを推進
- ◆ 利用申請のオンライン化のため、申請内容を業務システムに自動的に取り込み利用調整や利用料算定を円滑化するなど、業務内容の整理を進めるとともに、利用手続や事業運営に関するDX推進実証事業を実施

⑦こどもや家庭に寄り添った相談業務のDXの促進

- ◆ 2024年度中に児童相談所やこども家庭センターにおけるデジタル技術の活用状況を把握。業務フロー内でデジタル技術の活用により効率化が期待される業務プロセスを整理
- ◆ その結果も踏まえ、他のこども・子育て分野等のDXの取組と連動しながら、児童相談所（都道府県等）やこども家庭センター（市町村）の業務支援アプリ等の活用を含めたICT化をより一層推進

こども政策に関する国と地方の協議の場

◇令和6年度第1回(2024.7.8)

- ▶ 7月8日、こども家庭庁は、第1回こども政策に関する国と地方の協議の場を開催し、子ども・子育て支援法等一部改正法成立を受けた今後の流れおよび、自治体こども計画の策定について意見交換を行った。

7. 地域福祉

<会 議>

地域共生社会の在り方検討会議

◇第2回(2024.7.29)

- ▶ 7月29日、厚生労働省は第2回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 第2回では、地域共生社会の実現に向けた取組について、包括的な支援体制の整備の現状と今後の在り方について協議が行われた。

◇第1回(2024.6.27)

- ▶ 6月27日、厚生労働省は第1回地域共生社会の在り方検討会議(座長:宮本太郎中央大学法学部教授)を開催した。
- ▶ 本会議は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の附則において、施行後5年後を目途として施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされていることから、地域共生社会の実現に向け、主に下記事項について検討することを目的として開催するもの。
 - (1)「地域共生社会」の実現に向けた方策(地域共生社会の概念の再確認、地域共生社会の実現に資する施策の深化・展開、包括的支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業等に関する今後の方向性)
 - (2)地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応及び多分野の連携・協働の在り方
 - (3)成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実
- ▶ 第1回では、議論の視点案として下記のとおり示された。

①地域共生社会の実現に向けた取組について

- 包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について
 - ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
 - ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割
- 重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について
 - ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計
 - ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係
- 分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について
 - ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
 - ・ 災害時の被災者支援との連携

②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応について

- 身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題への支援の在り方について
 - ・ 生活上の課題(身元保証、日常生活支援、死後事務の処理等)について、既存の各施策も踏まえた、必要な支援の在り方(相談対応、資力がない者への対応など)
- 身寄りのない高齢者等を地域で支える体制の在り方について
 - ・ 地域におけるネットワーク構築の推進の方策等
 - ・ 他制度における地域ネットワーク体制との連携・協働の在り方

③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実について

- 法制審議会における議論等（法定後見制度の開始・終了等に関するルールの在り方等の見直し）も見据えた、総合的な権利擁護支援策の充実の方向性等について
- ・ 新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方
- ・ 「中核機関」（※）に求められる役割及びその位置付け

※権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関・体制

④その他の論点について

- その他
- ・ 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人の地域共生社会の担い手としての役割や経営の協働化・大規模化等

- ▶ また、本会議については、スケジュール案として令和 6 年度末までに中間的な論点整理を行い、令和 7 年度夏頃を目途に一定の結論を得ることが示された。令和 7 年夏以降、関係審議会で整理した論点について議論が行われる。

法制審議会 民法（成年後見等関係）部会

◇第 5 回(2024.7.17)

- ▶ 7 月 17 日、法務省は第 5 回法制審議会 民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催した。
- ▶ 今回は、意見徴収が行われ、公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、特定非営利活動法人日本障害者協議会が意見を述べた。

◇第 4 回(2024.7.2)

- ▶ 7 月 2 日、法務省は第 4 回法制審議会 民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催した。
- ▶ 今回は、成年後見人等の交代等、成年後見人等の交代等、法定後見制度に関するその他の検討事項について協議が行われた。
- ▶ 主な協議内容は以下のとおり。
 - 成年後見人等の職務及び義務
 - 成年後見人等の監督
 - 成年後見人等の報酬
 - 申立権者
 - 成年後見人等の選任
 - 本人の死亡後の成年後見人の権限（死後事務）等
 - 制限行為能力者の相手方の催告権

◇第 3 回(2024.6.11)

- ▶ 6 月 11 日、法務省は第 3 回法制審議会 民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催した。
- ▶ 今回は、成年後見制度の開始および終了について協議が行われた。
- ▶ 主な協議内容は以下のとおり。
 - 法定後見の開始の効果に関する事項（取消権及び同意権）
 - 法定後見の開始の効果に関する事項（代理権・財産管理権）
 - 法定後見の終了に際しての考慮要素
 - 期間の設定等

◇第 2 回(2024.5.21)

- ▶ 5 月 21 日、法務省は第 5 回法制審議会 民法（成年後見等関係）部会（部会長：山野目章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）を開催した。
- ▶ 今回は、法定後見の開始に関する検討事項について協議が行われた。

- ▶ 主な協議内容は以下のとおり。
 - 法定後見の開始に際しての考慮要素(本人の判断能力の程度)
 - 法定後見の開始に際しての考慮要素(法定後見による保護が必要であること等)
 - 法的後見の開始に際しての考慮要素(本人の同意等)

成年後見制度利用促進専門家会議

◇第 16 回(20204.8.2)

- ▶ 8 月 2 日、厚生労働省は第 16 回成年後見制度利用促進専門家会議を開催した。
- ▶ 今回は、中間検証に向け、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、意思決定支援の浸透、不正防止の徹底と利用しやすさの調和、任意後見制度の利用促進について関係省庁からの取組状況についての報告をふまえ、意見交換を行った。
- ▶ 今後、3 回の会議を経て中間検証報告書のとりまとめを行う予定。

8. 人材確保等

<法改正等>

出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律成立(2024.6.14)

- ▶ 6月14日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が参議院本会議にて可決・成立した。
- ▶ 本改正は、技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずるもの。

改正法の概要（育成就労制度の創設等）

技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況に鑑み、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格として育成就労の在留資格を創設し、育成就労計画の認定及び監理支援を行おうとする者の許可の制度並びにこれらに関する事務を行う外国人育成就労機構を設けるほか、1号特定技能外国人支援に係る委託の制限、永住許可の要件の明確化等の措置を講ずる。（公布の日から原則3年以内に施行（注1））
（注1）準備行為に係る規定は公布即施行

入管法	育成就労法（技能実習法の抜本改正）
1. 新たな在留資格創設 ○ 技能実習の在留資格を廃止。「育成就労産業分野」(特定産業分野のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの)に属する技能を要する業務に従事すること等を内容とする「育成就労」の在留資格を創設（注2）。	1. 育成就労制度の目的・基本方針 ○ 法律名を「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律」(育成就労法)に改める。 ○ 育成就労制度は、育成就労産業分野において、特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的とする。 ○ 政府は基本方針及び分野別運用方針を定めるものとし、分野別運用方針において、各分野の受入れ見込数を設定するものとする。
2. 特定技能の適正化 ○ 特定技能所属機関（受入れ機関）が1号特定技能外国人の支援を外部委託する場合の委託先を、登録支援機関に限るものとする。	2. 育成就労計画の認定制度 ○ 育成就労計画の認定に当たって、育成就労の期間が3年以内（注3）であること、業務、技能、日本語能力その他の目標や内容、受入れ機関の体制、外国人が送出機関に支払った費用額等が基準（注4）に適合していることといった要件を設ける。 ○ 転籍の際には、転籍先において新たな育成就労計画の認定を受けるものとし、当該認定は、①やむを得ない事情がある場合や、②同一業務区分内であること、就労期間（1～2年の範囲で業務の内容等を勘案して主務省令で規定）・技能等の水準・転籍先の適正性に係る一定の要件（注5）を満たす場合（本人意向の転籍）に行う。
3. 不法就労助長罪の厳罰化 ○ 外国人に不法就労活動をさせる等の不法就労助長罪の罰則を引上げ。（拘禁刑3年以下又は罰金300万円以下→5年以下又は500万円以下 ※併科可）	3. 関係機関の在り方 ○ 監理団体に代わる「監理支援機関」については、外部監査人の設置を許可要件とする。監理支援機関は、受入れ機関と密接な関係を有する役職員を当該受入れ機関に対する業務に関与させてはならないものとする。 ○ 外国人技能実習機構に代わる「外国人育成就労機構」を設立。育成就労外国人の転籍支援や、1号特定技能外国人に対する相談援助業務を追加。
4. 永住許可制度の適正化 ○ 永住許可の要件を一層明確化し、その基準を満たさなくなった場合等の取消事由を追加。ただし、特段の事情がない限り、在留資格を変更して引き続き在留を許可。	（注3）主務省令で定める相当の理由（試験不合格）がある場合は、最大で1年の延長可。 （注4）詳細な要件は、主務省令で定める。 （注5）詳細な要件は、主務省令で定める。具体的には、 ・ 同一機関での就労期間については分野ごとに1年から2年の範囲で設定すること ・ 技能等の水準については、技能検定試験基礎級等及び分野ごとに設定するA1～A2相当の日本語能力に係る試験への合格 ・ 転籍先が、育成就労を適正に実施する基準を満たしていること を要件とすることを予定している。
4. その他 ○ 季節性のある分野において、派遣形態による育成就労の実施を認める。 ○ 制度所管省庁が地域協議会を組織することができるものとし、地域の実情を踏まえた取組について協議を行うものとする。 ○ 施行までに技能実習生として入国した者は、施行後、現段階から次の段階までの資格変更（例：1号→2号、2号→3号）を一定の範囲で認める。	

<会 議>

雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書とりまとめ（2024.8.8）

- ▶ 8月8日、厚生労働省は雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会報告書を公表した。
- ▶ 本検討会では、令和6年2月から11回にわたり、雇用の分野における女性活躍推進やハラスメントについて、現状の分析や論点整理を行い、今後の在り方を検討してきた。
- ▶ 本取りまとめは、令和元年の女性活躍推進法成立後も
①常時雇用する労働者の数が301人以上の企業について、男女の賃金の差異の情報公表が義務化されるという新しい動きがあったが、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い

②ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどが社会問題化している

といった課題に加え、平成28年度より施行してきた女性活躍推進法は、令和7年度末で失効するとされている。こうした状況を踏まえ、雇用の分野における女性活躍推進の方向性や、ハラスメントの現状と対応の方向性等について議論し、とりまとめた。

- ▶ 報告書では、「女性活躍推進法等を通じた雇用の分野における女性活躍の更なる推進」「月経・不妊治療・更年期等の健康課題への対応」「職場におけるハラスメント対策の充実」について整理している。
- ▶ 特に、カスタマーハラスメントについては、「企業横断的に取組が進むよう、対策強化が必要。労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当。定義については、社会全体で幅広く受け入れられるものの検討が適当であり、下記の3つの要素のいずれも満たすものとして検討すべき。」としている。

【カスタマーハラスメントの要素】

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
 - ②社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
 - ③労働者の就業環境が害されること
- ▶ 厚生労働省では、この報告書を踏まえ、今後、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、引き続き検討するとしている。

雇用の分野における女性活躍推進に関する検討会 報告書（概要） ～女性をはじめとする全ての労働者が安心して活躍できる就業環境の整備に向けて～

- 令和元年に女性活躍推進法等改正法が成立し、一般事業主行動計画の策定義務拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設等を講じた。
- 改正法施行後において、
 - ① 常時雇用する労働者の数が301人以上の企業について、男女の賃金の差異の情報公表が義務化されるという新しい動きがあったが、男女の賃金の差異は依然として大きく、女性管理職の割合も国際的に見るとその水準は低い。
 - ② ハラスメント関係の相談件数は高止まり傾向にあり、カスタマーハラスメントや就活等セクシュアルハラスメントなどが社会問題化している、という課題がみられる。
- これらの課題に加え、平成28年度より施行してきた女性活躍推進法は、令和7年度末で失効するとされているところである。
- こうした状況を踏まえ、雇用の分野における女性活躍推進の方向性や、ハラスメントの現状と対応の方向性等について議論し、とりまとめた。

1 女性活躍推進法等を通じた雇用の分野における女性活躍の更なる推進

- ① 女性活躍推進法については、10年間期限を延長することが適当。
- ② 事業主行動計画の策定が努力義務である100人以下の企業については、努力義務を維持した上で、支援策の充実が必要。
- ③ 現行のえるばし認定では評価できない企業の積極的な取組・実績を評価できるような仕組みも視野に、必要な見直しを検討すべき。
- ④ 女性活躍に関する情報公表について、
 - ・ 男女間賃金差異については、101人以上300人以下の企業においても公表を義務とすることが適当。
 - ・ 女性管理職比率については、企業の実情を踏まえつつ、開示必須項目とすることが適当。併せて、男女別管理職登用比率の付記を促すことも検討すべき。
 - ・ 情報公表義務がある企業に、女性活躍データベースにおける情報公表を促す方向で、具体的な制度設計を検討すべき。等

2 月経・不妊治療・更年期等の健康課題への対応

- ① 性差の特徴に応じて健康課題に取り組むことは社会的便益につながり、労働者個人の生活や仕事のパフォーマンスの向上につながるという視点が重要。プライバシー保護への留意も必要。
- ② 女性特有の健康課題については、ヘルスリテラシーの向上が重要であり、国がコンテンツの作成・周知に取り組むことが望ましい。女性の健康ナショナルセンター（仮称）との連携も重要。
- ③ 女性特有の健康課題への取組の要素を女性活躍推進法の事業主行動計画に盛り込むことを検討すべき。行動計画策定指針に、健康支援やヘルスリテラシー向上の意義、プライバシーへの配慮の必要性等を明記することが考えられる。
なお、企業が取り組む際には、産業保健スタッフの活用も検討されることが望ましい。
- ④ 女性特有の健康課題に取り組む企業を評価するための、えるばし認定制度の見直しをすることが適当。等

3 職場におけるハラスメント対策の充実

- ① 一般に職場のハラスメントは許されるものではないという趣旨を法律で明確化することが考えられる。
- ② カスタマーハラスメントについては、
 - ・ 企業横断的に取組が進むよう、対策強化が必要。労働者保護の観点から事業主の雇用管理上の措置義務とすることが適当。
 - ・ 定義については、社会全体で幅広く受け入れられるものの検討が適当であり、別紙の3つの要素のいずれも満たすものとして検討すべき。
 - ・ 取組の強化に当たり、業界団体等や業所管官庁との協力・連携が必要。
- ③ 就活等セクシュアルハラスメントについても、事業主の雇用管理上の措置が講じられるようにしていくことが適当。
- ④ ILO第190号条約に関しては、本検討会で調査・議論した海外法制の状況が参考となるほか、①の法整備も批准に向けた環境整備に資するものと考えられ、引き続き、条約全般について更なる検討を進めることが適切。等

カスタマーハラスメントの3要素

・カスタマーハラスメントは以下の3つの要素を満たすもの

- ① 顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行うこと
- ② 社会通念上相当な範囲を超えた言動であること
- ③ 労働者の就業環境が害されること

- ・「社会通念上相当な範囲を超えた言動」か否かの判断については、「言動の内容」及び「手段・態様」に着目し、総合的に判断。「言動の内容」、「手段・態様」の片方のみで社会通念上相当な範囲を超える場合もあり得る。また、正当な指摘等を受けた事業者（労働者）の側の不適切な対応が端緒となっている場合があることにも留意する必要がある。

- ・なお、クレームの全てがカスタマーハラスメントに該当するわけではなく、客観的にみて、社会通念上相当な範囲で行われたものは、いわば「正当なクレーム」であり、カスタマーハラスメントに当たらないことに留意する必要がある。

社会通念上相当な範囲を超える

【言動の内容】

- ・ そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・ 契約等により想定しているサービス等を著しく超える要求
- ・ 対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・ 不当な損害賠償請求 等

【手段・態様】

- ・ 身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・ 精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉棄損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・ 威圧的な言動
- ・ 継続的な（繰り返される）、執拗な（しつこい）言動
- ・ 拘束的な言動（不退去、居座り、監禁） 等

2

外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会

◇中間とりまとめ(2024.6.26)

- ▶ 6月26日、厚生労働省は、外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会中間とりまとめを公表した。
- ▶ 中間とりまとめでは、外国人介護人材を巡る状況やこれまでの経緯等について整理したうえで、「訪問系サービス」「技能実習『介護』における事業所開設後3年要件」等について検討会での意見を整理している。

○訪問系サービス

外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利保護等の観点から、事業者に対して一定の事項について 遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべき。

○技能実習『介護』における事業所開設後3年要件

技能実習生を受け入れる事業所については、介護福祉士等の技能実習指導員の配置などに加えて、適切な技能移転を図る観点から安定的に事業を行えることを確認する要件を設けることが必要。一方、介護分野における技能実習制度が施行から一定期間を経過し、受入事業所数も増加していることや特定技能制度が施行され、同制度では事業所開設要件が定められていないこと等も踏まえることが必要。

- ▶ また、今後の対応について、「外国人介護人材が日本の介護現場を魅力ある就労先として認識し、多職種と連携しながら、質の高いケアを提供すること、継続的に日本語を学習しながら、介護福祉士の

資格を取得するなどキャリアアップしていくことが重要」としている。

- ▶ 「日本における現行の介護サービスについては、教育プログラムとしては世界のトップランナーにあると考えられる」とする一方、「より良い介護実践に向け、教育プログラムと相まって様々な課題をクリアしながら取り組むことが必要」であるとしている。

労働政策審議会雇用環境・均等分科会

◇第 70 回(2024.7.30)

- ▶ 7 月 30 日、厚生労働省は第 70 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮恭子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催した。
- ▶ 今回は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案要綱」、「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示案要綱」について諮問が行われた。
- ▶ その後、武見厚生労働大臣に対し、各政省令案について概ね妥当と認める旨の答申が行われた。

◇第 69 回(2024.6.26)

- ▶ 6 月 26 日、厚生労働省は第 69 回労働政策審議会雇用環境・均等分科会(分科会長:奥宮恭子 田辺総合法律事務所弁護士)を開催し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」および本改正法をふまえた主な省令・指針の説明が行われた後、令和 6 年夏策定の主な政府文書(骨太の方針 2024、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 等)、特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会の報告が行われた後、意見交換が行われた。

雇用政策研究会

◇第 12 回(2024.7.23)

- ▶ 7 月 23 日、第 12 回雇用政策研究会(座長:樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構 研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、前回協議をふまえ修正された「雇用政策研究会報告書(案)」について協議が行われ、取りまとめられた。
- ▶ 報告書では、多様な個人の労働参加の促進と経済成長を実現するための労働生産性の向上に向け、「多様な個人の労働参加」「新たなテクノロジー等を活用した労働生産性の向上」「労働市場のインフラ整備等」について整理している。

雇用政策研究会報告書（案） 概要

～多様な個人が置かれた状況に関わらず包摂され、活躍できる労働市場の構築に向けて～

労働供給制約下で展望される今後の労働市場

- ✓ 日本の総人口は、2040年には現在の9割に減少し、65歳以上がおおよそ35%を占めると推計されている。労働力人口は、1人あたりの実質経済成長や労働参加が現状から進まない仮定し機械的に推計した場合には6002万人となるとされる一方、経済成長と多様な個人の労働参加が実現した場合には、6791万人となることが見込まれる。このような労働市場を実現するには、**多様な個人の労働参加の促進と経済成長を実現するための労働生産性の向上が重要**。
- ✓ 人手不足については、労働需要量に対し労働供給量が追いついていない「**労働需要超過型の人手不足**」、求人と求職のミスマッチによって生じる「**摩擦的な人手不足**」、職場環境や労働環境が個々の労働者の制約に対応していないことや、企業側が求めるスキルを有する人材の不足による「**構造的な人手不足**」といった類型が考えられ、**処遇の改善等を通じた労働参加の促進、労働市場のインフラ整備、職場環境の整備・人材育成の強化等のそれぞれの類型に合った処方箋が必要**。
- ✓ これまでの雇用政策では、労働者の能力向上に向けた施策の充実が図られてきた側面があるが、**人手不足が深刻化する中においては、企業が労働者に選ばれる職場をつくる能力を高めることが重要**。こうした職場づくりに向け、労使の適切なコミュニケーションが重要。

多様な個人の労働参加

- ✓ **多様な個人の労働参加**に向け、長時間労働を是正するとともに、様々な選択肢が提示できる雇用管理への転換が必要。
- ✓ **ミドル・シニア世代の人材活用**に向け、ワーク・エンゲージメントを下げないような取り組みや、地域に貢献し地域と繋がるような仕組みの強化が重要。
- ✓ **家庭等の事情に関わらず希望する働き方の実現**に向け、職場・家庭の役割分担の見直しへの社会的な機運の醸成が必要。さらに、個々の労働者の健康状態に合わせ対応できる職場環境の整備も重要。
- ✓ **地域の人手不足への対応**として、地域間でのマッチングの促進を通じ、地域の担い手を確保することが必要。
- ✓ **外国人労働者への対応**として、選ばれる国であり続けるよう、キャリアアップが見込める等の雇用環境の整備や、日本の受入制度と送出国のニーズ等の調和に向けた戦略的対応が重要。

新たなテクノロジー等を活用した労働生産性の向上

- ✓ **労働生産性の向上**に向けては、**新たなテクノロジーの活用**だけでなく、従来行われてきた**省力化投資や業務改善を行うとともに、雇用の質を高めるべく人的資本投資を行っていくことが必要**。
- ✓ 新たなテクノロジーの活用之際には、**労使コミュニケーションの深化とテクノロジーの進展によるタスク・スキル変化のモニタリング**を通じ、労働者が担うべきタスクの検討を進めるとともに、**技術変化を踏まえたキャリア形成支援・職業訓練の充実により、労働者がテクノロジーに代替されないスキルを深化させることが重要**。
- ✓ さらに**生成AI・AI等の活用促進**にむけては、**働き方改革を同時に進めるなど一層のウェルビーイングに配慮した対応が必要**。

労働市場のインフラ整備等

- ✓ テクノロジーの進歩や個人の就労ニーズの多様化の中、**人材育成支援（キャリア形成支援やスキルの習得）、労働市場の見える化といった労働市場のインフラ整備が重要**。
- ✓ 企業内の人材育成支援については、**自律的・主体的なキャリア形成が行える仕組みや、スキルの習得に取り組んだ人材が、自社内で処遇される仕組み作りが重要**。
- ✓ 職業人生が長期化する中、様々な選択肢の中で、個人が活躍できる労働市場の構築に向け、
 - ・ 自律的・主体的にキャリアに関する相談や必要なスキルの習得ができる環境
 - ・ 処遇改善に繋がるキャリアラダーが見える労働市場
 の構築が重要。
- ✓ **人材育成により、獲得したスキルが評価され、賃金等に反映され、更なるステップアップに繋がるという好循環を実現できる労働市場の機能強化が重要**。

◇第 11 回(2024.6.24)

- ▶ 6月24日、第11回雇用政策研究会(座長：樋口美雄(独)労働政策研究・研修機構 研究総監)を開催した。
- ▶ 今回は、前回協議をふまえ修正された「雇用政策研究会報告書(素案)」について引き続き協議が行われた。

中央最低賃金審議会

◇第 69 回(2024.7.25)

- ▶ 7月25日、厚生労働省は第69回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 今回は、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告が行われた後、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられた。
- ▶ 答申では、都道府県の経済実態に応じたランクごとの引き上げ額について、すべて50円とした。
- ▶ 本答申は、6月25日に開催された第68回中央最低賃金審議会でも、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会に示すもの。
- ▶ 今後は、各地方最低賃金審議会でも、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなる。
- ▶ 仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,054円となる。この場合、全国加重平均の上昇額は50円(昨年度は43円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となる。また、引上げ率に換算すると5.0%(昨年度は4.5%)となる。

◇第 68 回(2024.6.25)

- ▶ 6 月 25 日、厚生労働省は第 68 回中央最低賃金審議会を開催した。
- ▶ 今回は、令和 6 年度地域別最低賃金金額改定の目安について諮問が行われた。
- ▶ 地域別最低賃金については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」において、「今年は、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論いただく。労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされている。
- ▶ 検討にあたっては、中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(以下、小委員会)が開催されることとされ、同日第 1 回小委員会が開催された。
- ▶ 今後、小委員会にて計 4 回検討を行った後、7 月下旬にも中央最低賃金審議会の目安額が示される予定。

<通知・公表>

令和 6 年人事院勧告(2024.8.8)

- ▶ 8 月 8 日、人事院は国会と内閣に国家公務員の給与改定についての勧告と、国家公務員の育児休業法改正についての意見の申出を行った。
- ▶ 給与については、民間企業の賃上げの状況を反映して月例給は約 30 年ぶりとなる高水準のベースアップとした。
- ▶ 全体では平均 11,183 円、2.76%引き上げ、総合職大卒の初任給を約 3 万円、約 15%引き上げるなど、若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ改定を行う。ボーナス分の特別給は3年連続で 0.10 月分引き上げ、年間 4.60 月分とする。
- ▶ 意見の申出は、職員が自らの希望や事情に応じて育児時間を取得しやすくなるよう、1 年に 10 日相当の範囲内で育児時間を取得できるパターンを新設する。

■ 本年の給与改定(勧告)

民間給与の状況を反映して、約30年ぶりとなる高水準のベースアップ

月例給

〔 本年4月分の民間給与を調査して官民比較 〕 【令和6年4月実施】

✓ 官民較差: 11,183円(2.76%)

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ

給与制度のアップデートの先行実施

【総合職(大卒)】230,000円(+14.6%[+29,300円]) 【一般職(大卒)】220,000円(+12.1%[+23,800円])
【一般職(高卒)】188,000円(+12.8%[+21,400円])

- 若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引上げ改定

※ おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いて改定
行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 11.1%、2級[主任等] 7.6%、全体 3.0%

※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約4.4%の給与改善

ボーナス

〔 直近1年間(昨年8月～本年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較 〕 【令和6年4月実施】

- ✓ 年間 4.50 月分 → 4.60 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.05月分引上げ

寒冷地手当

【手当額改定: 令和6年4月実施、支給地域改定: 令和7年4月実施】

- ✓ 民間の同種手当の支給額を踏まえ、月額を11.3%引上げ。新たな気象データに基づき、支給地域を改定

介護労働実態調査(2024.7.10)

- ▶ 7月10日、介護労働安定センターは令和5年度介護労働実態調査結果を公表した。
- ▶ 本調査は、介護分野における優れた人材の確保と育成、介護に関わる方々の働く環境の改善、より質の高い介護保険サービスの提供等に資することを目的に、事業所調査は平成14年度から、労働者調査は平成15年度から毎年実施するもの。
- ▶ 主な調査結果は以下のとおり。
 - ①依然として従業員の不足感は強い
 - ・事業所全体の従業員の過不足感は、「大いに不足」、「不足」、「やや不足」を合計すると64.7%に上っている。また、より深刻な不足感を意味する「大いに不足」と「不足」の合計も34.0%となっている。
 - ・職種別では、特に「訪問介護員」において「大いに不足」、「不足」、「やや不足」の合計が約8割、「大いに不足」と「不足」の合計でも約6割に達している。
 - ②採用率は増加、離職率は減少
 - ・訪問介護員、介護職員を合わせた2職種の採用率は、2012年度(23.2%)以来減少傾向にあったが、2021年度を底に2年連続で対前年度比増となり、2023年度は16.9%となった。
 - ・また離職率は2012年度(17.0%)以来減少傾向にある。2022年度は一時的に微増となったものの、2023年度は再び対前年度比減となり、離職率は13.1%となった。
 - ③労働者の採用がうまくいっている最大の理由は職場の人間関係がよいこと
 - ・事業所の従業員の採用がうまくいっている理由としては、「職場の人間関係がよいこと」(62.7%)が最も多かった。
 - ・これに続いて「残業が少ない、有給休暇をとりやすい、シフトがきつくないこと」(57.3%)、「仕事と家庭(育児・介護)の両立の支援を充実させていること」(47.9%)、「仕事の魅力ややりがいがあること」(38.3%)、「事業所・施設の設備・環境が働きやすいこと」(33.4%)となっている。
 - ・なお、労働者に現在の事業所に勤め始めた理由を尋ねたところ、「通勤が便利だから」(50.3%)、「仕事の魅力ややりがいがあるため」(32.6%)に続いて、「職場の人間関係がよいため」(31.4%)があげられている。
 - ④離職率が低下傾向にあるとする事業所は、離職率低下の「理由」として、職場の人間関係の改善を1位にあげている
 - ・訪問介護員・介護職員の「離職率は低下(定着率は上昇)傾向にある」と回答した事業所のその理由は、「職場の人間関係がよくなったため」(63.6%)が最も多かった。
 - ・これに続いて「残業削減、有給休暇の取得促進、シフトの見直し等を進めたため」(45.6%)、「職場全体で介護の質を高めるための意識を共有したため」(37.8%)、「賃金水準が向上したため」(36.3%)、「仕事と家庭(育児・介護)の両立の支援を充実させたため」(36.1%)となっている。

2024年春闘 第7回(最終)回答集計結果(2024.7.3)

- ▶ 7月3日、連合は2024春季生活闘争の第7回(最終)回答集計結果を公表した。
- ▶ 本平均賃金方式で回答を引き出した5,284組合の定昇相当込み賃上げの加重平均は15,281円・5.10%(昨年同時期比4,721円増・1.52ポイント増)となった。うち300人未満の中小組合3,816組合は11,358円・4.45%(同3,337円増・1.22ポイント増)となった。最終集計まで5%超えを維持したのは33年ぶり。
- ▶ 平均賃金方式のうち、賃上げ分が明確に分かる3,639組合の賃上げ分加重平均は10,694円・3.56%、うち中小組合2,357組合の賃上げ分は8,256円・3.16%となった。最終集計で3%を上回ったのは、賃上げ分の集計を開始した2015闘争以降初めて。

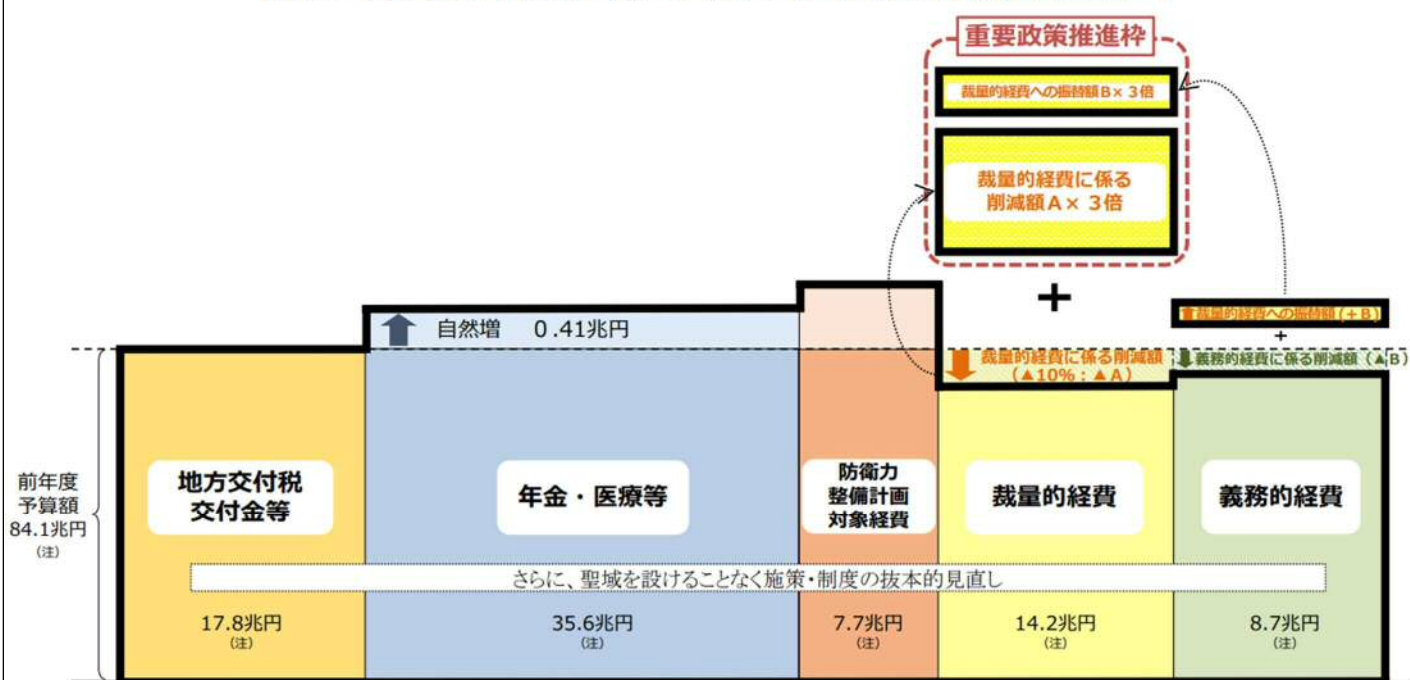
9. 予算

<法改正等>

概算要求基準 閣議了解（2024.7.29）

- ▶ 7月29日、政府は令和7年度概算要求基準を閣議了解した。
- ▶ 政策によって費用が増減できる「裁量的経費」について、要求額を今年度予算の14兆2000億円から10%減らすよう求め、その代わりに、削減分の3倍にあたる4兆2000億円規模の「重要政策推進枠」を設けている。
- ▶ 「重要政策推進枠」は、持続的・構造的賃上げの実現、少子化対策・こども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組の加速、防衛力の抜本的強化など政府が重要だと定めた政策を対象とし、各省庁の要求を受け付ける。
- ▶ 年金・医療等については、高齢化等に伴う自然増(4,100億円)を加算した範囲内で要求としている。
- ▶ また、「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の施策については、同戦略に基づいて要求するとしている。

令和7年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



※防衛力整備計画対象経費については、「防衛力整備計画」を踏まえ、所要の額を要求。「こども未来戦略」で示された「こども・子育て支援加速化プラン」の施策については、同戦略に基づいて要求。地方交付税交付金等については、「経済・財政新生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、参議院議員通常選挙に必要な経費等の増減について加減算。

(注) 上記の計数は前年度予算額であり、原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費、令和6年能登半島地震への対応のために増額した一般予備費5000億円分を除いたもの。当該経費を含めると、前年度予算額の総額は85.6兆円、義務的経費は10.2兆円。

予算編成過程における検討事項

- ✓ 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において適切に反映。
- ✓ 物価高騰対策、賃上げ促進環境整備対応等を含めた重要政策については、必要に応じて、「重要政策推進枠」や事項のみの要求も含め、適切に要求・要望等を行い、予算編成過程において検討。

令和6年度一般会計予備費使用閣議決定（2024.6.28）

- ▶ 6月28日、政府は令和6年度予算から1,396億円を支出することを閣議決定した。
- ▶ 本決定は、能登半島地震の被災地支援を加速するためのもので、同地震に関する予備費支出は今回で5回目。
- ▶ 主な内訳は以下のとおり。

○応急仮設住宅の供与等	…282 億円
○災害廃棄物処理	…226 億円
○農林漁業者等への支援	… 21 億円
○公共土木施設、公共施設の復旧等	…867 億円

10. 災害対策

<会 議>

令和 6 年能登半島地震復旧・復興支援本部

◇第 8 回(2024.6.28)

- ▶ 6 月 28 日、第 8 回令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部が開催され、復旧・復興に向けた取組について報告が行われた。
- ▶ 報告では、6 月 27 日に石川県が創造的復興の実現に向けた羅針盤と位置付けた「石川県創造的復興プラン」を策定したこと、また、本プランで示された方針に沿って、能登の復興まちづくりを本格化していくために国・県・市町が連携を図り、事業の進捗や現場で生じた課題の解決に取り組むべく、「能登創造的復興タスクフォース」を能登に設置し、7 月 1 日に第 1 回会議を開催することが報告された。
- ▶ また、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を立ち上げ、令和 6 年 6 月 26 日に第 1 回を開催することが報告された。

中央防災会議 防災対策実行会議

◇第 21 回(2024.6.21)

- ▶ 6 月 21 日、内閣府は第 21 回中央防災会議 防災対策実行会議(座長：林芳正 内閣官房長官)を持ち回りで開催した。
- ▶ 今回は、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループの設置について決定された。
- ▶ 本ワーキンググループは、令和6年能登半島地震における災害が、高齢化の進んだ半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られたことをふまえ、今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする、今後の我が国の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、立ち上げることとするもの。
- ▶ 主な検討事項としては、「①今回の地震災害の特徴」「②直接被害への対応」「③自治体支援」「④避難所運営」「⑤物資調達・輸送」等としている。

令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ (案)

資料 1

- 令和 6 年能登半島地震における災害は、高齢化の進んだ半島地域という地理的・社会的な制約の下で発生したものであり、これまでの災害対応と比較しても困難な状況が見られた。
- 今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、南海トラフ地震や首都直下地震をはじめとする、今後の我が国の地震災害における応急対策・生活支援対策に活かしていくため、中央防災会議防災対策実行会議の下に、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を立ち上げる。

ワーキンググループ委員等

氏名	所属・職名
宇田川 真之	国立研究開発法人防災科学技術研究所 災害過程研究部門 特別研究員
浦野 愛	NPO法人レスキューストックヤード 常務理事
大原 美保	東京大学大学院情報学環学際情報学府 教授
加藤 孝明	東京大学生産技術研究所 教授
酒井 明子	福井大学 名誉教授
阪本 真由美	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 教授
福和 伸夫	名古屋大学 名誉教授
宮島 昌克	金沢大学 名誉教授

<地方公共団体>

氏名	所属・職名
馳 浩	石川県知事
坂口 茂	輪島市長

※検討事項に応じて、関係省庁、関係自治体、民間企業・NPO等からの発表、ヒアリング等を実施し、被災地の状況やご意見等を把握しながら議論を進める。

検討期間（予定）

令和6年6月下旬～

主な検討事項（予定）

- ①今回の地震災害の特徴
地理的制約、社会的制約、発生時期など
- ②直接被害への対応
建物被害、ライフライン・インフラ被害、
孤立集落への対応、被災地へのアクセス・被害状況把握など
- ③自治体支援
被災自治体の事前準備・受援、周辺自治体からの応援など
- ④避難所運営
二次避難、要配慮者への対応（福祉支援等）、
ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携など
- ⑤物資調達・輸送
被災自治体の事前準備・備蓄、
ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携など
- ⑥その他（分野横断的な対応）
支援者への支援、住まいの確保、災害廃棄物処理など

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ

◇第3回(2024.8.7)

- ▶ 8月7日、内閣府は、第3回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は、「自治体における災害応急対応」「被災者支援」について関係省庁・自治体（市町村）、関係団体からの報告が行われた後、協議が行われた。
- ▶ 被災者支援については、全社協より令和6年能登半島地震におけるDWAT活動および今後の課題についての報告を行うとともに、災害救助法等の災害法制を改正し、「福祉」の位置づけを提言した。

◇第2回(2024.7.31)

- ▶ 7月31日、内閣府は、第2回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 今回は「直接被害」「自治体における災害応急対応」について、関係省庁・自治体（県）からの報告が行われた後、協議が行われた。

◇第1回(2024.6.26)

- ▶ 6月26日、内閣府は、第1回令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループを開催した。
- ▶ 第1回では、令和6年能登半島地震の特徴や、令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート等について報告・説明が行われた後、今後の検討の進め方（案）が示された。
- ▶ 進め方（案）では、主な検討事項およびそれぞれの議論のポイント、関係者ヒアリング先も示された。

本ワーキンググループにおける主な検討事項、議論のポイント、関係者ヒアリング先（案）

主な検討事項	能登半島地震で見られた考慮すべき主なポイント	関係者ヒアリング先
■直接被害への対応 ・建物被害、ライフライン・インフラ被害への対応 ・孤立集落への対応 ・被災地へのアクセス・被害状況把握への対応 など ■自治体支援 ・被災自治体の事前準備・受援 ・周辺自治体からの応援 など ■避難所運営 ・二次避難 ・要配慮者への対応 （保健・医療・福祉支援等） ・ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携 など ■物資調達・輸送 ・被災自治体の事前準備・備蓄 ・ボランティア・NPO法人・民間企業等との連携 など ■その他（分野横断的な対応） ・支援者への支援 ・住まいの確保 ・災害廃棄物処理 など	<被災地等の特徴> ①地理的特徴 ・日本海側最大の半島。低平地は非常に乏しい ・半島先端部は金沢市から道路距離で約140km など ②社会的特徴 ・全国と比べて高齢化率が高く、耐震化率が低い ・アクセスルートが限られている など ③季節的特徴 ・厳冬期であり、最低気温が氷点下となる日も見られた など <半島特性などによる災害対応上の課題等> ①被災地の状況把握の困難性 ・被災地状況の速やかな把握が困難。二次災害の危険 ②被災地への進入・活動の困難性 ・土砂崩落による道路の被災、地盤の隆起による進入路の制約 ・被災地支援人員の派遣、資機材の投入、復旧作業等が困難な状況 など ③過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在 ・高齢化が進んだ地域での災害であり、避難生活が長期化。二次避難の実施。多数の孤立地域が発生 など ④被災地支援活動拠点確保の困難性 ・宿泊施設等の地域資源が限定的。施設の多くが被災 など ⑤積雪寒冷対策の必要性 ・厳寒期の避難生活を支えるための寒さ対策 など ⑥ライフライン・インフラの復旧に時間を要したことに伴う影響 ・断水や避難生活が長期化。被災者のニーズが多様化 ・NPOやボランティア等によるきめ細かな支援の実施 など <その他横断的な事項> ・自治体職員の減少。民間企業等との連携充実による活力活用	○関係行政機関（府省庁） ・自治体支援実施省庁 ・ライフライン・インフラ所管省庁 など ○関係行政機関（地方公共団体） ・被災自治体 ・応援自治体 ○NPO法人など ・ボランティア団体 ・中間支援組織 ・社会福祉協議会 など ○民間企業 ・物流事業者 など ○その他有識者

2

関係者ヒアリングにおいて発表いただきたいポイント（案）

- 今回の災害発生前に進めてきた取組及び課題
 （例：物資や資機材の備蓄、専門知識を有する人材の確保・育成・訓練、協定締結などによる協力者の確保 など）
- 今回の災害における取組および課題
 - ✓ うまく機能し、有効であった取組
 （例：デジタル技術の活用により迅速化・効率化できたもの など）
 - ✓ 今回の災害ではうまく機能したものの、災害の規模や地域特性・時期によっては機能しない、もしくは見込み通りに機能しないと懸念される取組及びその考えられる改善方策
 - ✓ 災害発生前は機能すると見込んでいたものの、今回の災害では機能しなかった、もしくは機能したが見込み通りにならなかった取組及びその考えられる要因と改善方策
 - ✓ 今回の災害で得られた教訓やその教訓を受けて追加で必要となる取組の提案
 （例：国、自治体だけでなく、企業・団体、国民等が各方面と連携して主体的に対策を行うために必要な取組 など）

能登創造的復興タスクフォース

◇第3回(2024.8.5)

- ▶ 8月5日、内閣府は、能登創造的復興タスクフォース第3回会議を開催した。
- ▶ 今回は、公費解体の加速化、インフラ復旧の進捗状況と更なる加速化、復興まちづくり、なりわい再建について意見交換が行われ、家屋の公費解体の加速にむけチェックリストを作成し、被災地の自治体どうしで課題や取り組み事例などの情報共有を強化していく方針が確認された。

◇第2回(2024.7.17)

- ▶ 7月17日、内閣府は、能登創造的復興タスクフォース第2回会議を開催した。
- ▶ 今回は、6市町および政府機関からの発言の後、意見交換が行われた。
- ▶ 家屋の公費解体については、15日時点で、県が当初想定していた数を900件上回る23400件が申請されていて、解体を加速化させる必要があることが示された。

◇第1回(2024.7.1)

- ▶ 7月1日、内閣府は、能登創造的復興タスクフォース発足式及び第1回会議を開催した。
- ▶ 石川県が策定した創造的復興プランに沿ったまちづくりの本格化に向けた支援拠点となる本タスクフォースには、関係省庁から150人が派遣され、支援にあたる。
- ▶ 第1回会議では、現状の課題や復興に向けた進捗状況、6市町の首長からのヒアリングが行われた。
- ▶ 岸田内閣総理大臣からは「復興の隘路(あいろ)となる課題を霞が関一体となって解決するなどその力を最大限に発揮しながら被災自治体のニーズに沿った創造的復興まちづくりを全力で支援する」との発言があった。

中央防災会議

◇第44回(2024.6.28)

- ▶ 6月28日、内閣府は第44回中央防災会議(会長:岸田文雄内閣総理大臣)を開催し、国や自治体の災害対応の柱となる防災基本計画の修正を決めた。

防災基本計画修正(令和6年6月)の概要(案)

資料1

■防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの

主な修正項目

最近の施策の進展等を踏まえた修正

- **新たな総合防災情報システムの運用開始**
 - ・ 防災情報の総合防災情報システム(SOBO-WEB)への集約
- **水害対策の強化**
 - ・ 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化
- **避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援**
 - ・ 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施
 - ・ 在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供

関連する法令の改正を踏まえた修正

<活動火山対策特別措置法の改正>

- **活動火山対策の強化**
 - ・ 火山調査研究推進本部の設置
 - ・ 「火山防災の日」を活用した防災知識の普及
 - ・ 登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮

<医療法の改正>

- **災害支援ナースの充実・強化**

令和6年能登半島地震を踏まえた修正

<令和6年能登半島地震に係る検証チーム>

- **被災地の情報収集及び進入方策**
 - ・ 車両や資機材の充実・小型化・軽量化
 - ・ 無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用
 - ・ 海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整
 - ・ 道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化
- **自治体支援**
 - ・ 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実
 - ・ 応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化
- **避難所運営**
 - ・ パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置
 - ・ 避難所における生活用水の確保
 - ・ トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮
 - ・ 高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化
 - ・ 保健医療福祉に係る支援者(JRAT、JDA-DAT等)の明確化
- **物資調達・輸送**
 - ・ 運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保

<水防法及び気象業務法の改正>

- 国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施

<災害対策基本法施行令の改正>

- 緊急通行車両確認標章等の事前交付

<その他各省庁における振り返り>

- 長時間継続する津波の見通し等に関する解説
- より実態に即した液状化リスク情報の提供

※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

被災者支援のあり方検討会

◇第9回(2024.8.8)

- ▶ 8月8日、内閣府は第9回被災者支援の在り方検討会(座長:鍵屋一跡見学園女子大学教授)を開催し、前回に引き続き委員の意見・提案のとりまとめについて協議が行われた。

◇第8回(2024.7.25)

- ▶ 7月25日、内閣府は第8回被災者支援の在り方検討会(座長:鍵屋一跡見学園女子大学教授)を開催し、委員の意見・提案のとりまとめについて協議が行われた。

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会

とりまとめ(2024.6.28)

- ▶ 6月28日、内閣府は「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会(座長:阪本真由美 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科教授)」とりまとめを公表した。
- ▶ とりまとめでは、第8回での協議をふまえ、下記のとおり示された。

避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会 とりまとめ(概要)

- 近年の災害では、在宅や車中泊等で避難生活を送る避難者等が多く存在しているほか、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進むなど、避難者等の避難生活を取り巻く環境は大きく変化している。
- また、避難者の支援を全て行政職員が担うことには限界があるため、避難者等の支援に取り組む民間団体との連携が必要である。加えて、近年自宅等で災害関連死が多く発生していることや、今後南海トラフ地震等の大規模災害ではさらなる被害が想定されることから、これら避難所以外に避難する者の状況把握や支援方策の検討は喫緊の課題である。
- このため、内閣府では、「避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会」を設置し、8回に渡り議論を行い、その成果をとりまとめた。

避難生活に係る基本的な考え方

<「場所(避難所)の支援」から
「人(避難者等)の支援」への
考え方の転換>

<官民連携による被災者支援>

<平時・生活再建フェーズとの
連続性の確保>

<デジタル技術の利活用>

具体的取組

避難者以外の避難者等の 支援の仕組み

- ・ 危機管理、医療、保健、福祉、住宅、教育、住民制度など関係部局、民間支援団体が連携しつつ、避難者等の状況把握、避難所の運営や環境改善、在宅避難者等の支援等の被災者支援の業務を一元的に担う体制の構築を促す。

避難者等の状況把握

【考え方】

- 発災直後から関係者が連携して避難者等の状況把握を行う。支援漏れを防止するため、状況把握を行う主体間の連携体制について平時から検討する。

【主な取組】

- 状況把握を行う主体の連携体制の整備
- アウトリーチを行う際の優先順位の検討
- 関係者が共通して使用する調査項目の検討
- 被災者自ら情報発信を行う仕組みの構築

避難所以外の避難者の支援拠点

【考え方】

- 在宅避難者等についても、避難所の避難者と同様に必要な支援を受けられるよう、支援拠点の設置や支援内容について平時から検討する。

【主な取組】

- 被災状況や避難所の状況等に応じて、在宅避難者の支援拠点を設置
- 機能に応じて自治会レベルの拠点や広域の拠点など様々な規模の支援拠点の設置を検討
- 支援拠点で食事や物資の支援、情報提供を実施

車中泊避難者の支援

【考え方】

- 災害時には、やむを得ず車中泊避難を行う避難者等が一定程度発生することを想定し、地域の実情に応じた支援方策について平時から検討・準備する。

【主な取組】

- 住民への車中泊避難の注意点等の広報
- 車中泊避難を行うためのスペースを平時から検討・公表
- 水・食料に加え、弾性ストッキング等を備蓄・配布
- 保健師等と連携した健康管理を実施

平時からの取組

- ・ 在宅や車中泊避難者に対する支援について防災計画等への位置づけ。地域コミュニティの取組については地区防災計画の活用も効果的。
- ・ 災害協定の締結等を進めるとともに、支援に関わる多様な主体を巻き込み、在宅避難者や車中泊避難者の支援に係る訓練を実施。
- ・ 平時における地域資源を災害時の支援拠点としても活用。
- ・ 地域の防災力を向上させる取組を通じて自助・共助による支援能力を涵養するなど避難生活支援に携わる人材を育成。

【別冊】被災者支援に関するアンケート調査結果(全国の都道府県及び市町村に対し、在宅避難者や車中泊避難者の支援に関するアンケートを実施)

- ⇒多くの自治体が在宅避難者や車中泊避難者の支援の必要性を認識していると回答する一方、取組が進まない理由として、①制度上の位置づけの不明瞭さ、②ノウハウの不足、③人員不足等が指摘された。

<通知・公表>

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況の調査結果(2024.6.28)

- ▶ 6月28日、内閣府および消防庁は、令和6年4月1日時点での市町村における避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る取組状況について調査結果を公表した。
- ▶ 主な内容は以下のとおり。

【避難行動要支援者名簿関係】

- 全市町村で作成済み
- 作成済団体のうち、平常時からの名簿情報提供団体は、1,626 団体(94.4%)
- 平常時からの名簿情報の提供先は民生委員が最も多い
- 名簿掲載者に占める、平常時からの名簿情報提供者の割合は、40.3%

【個別避難計画関係】

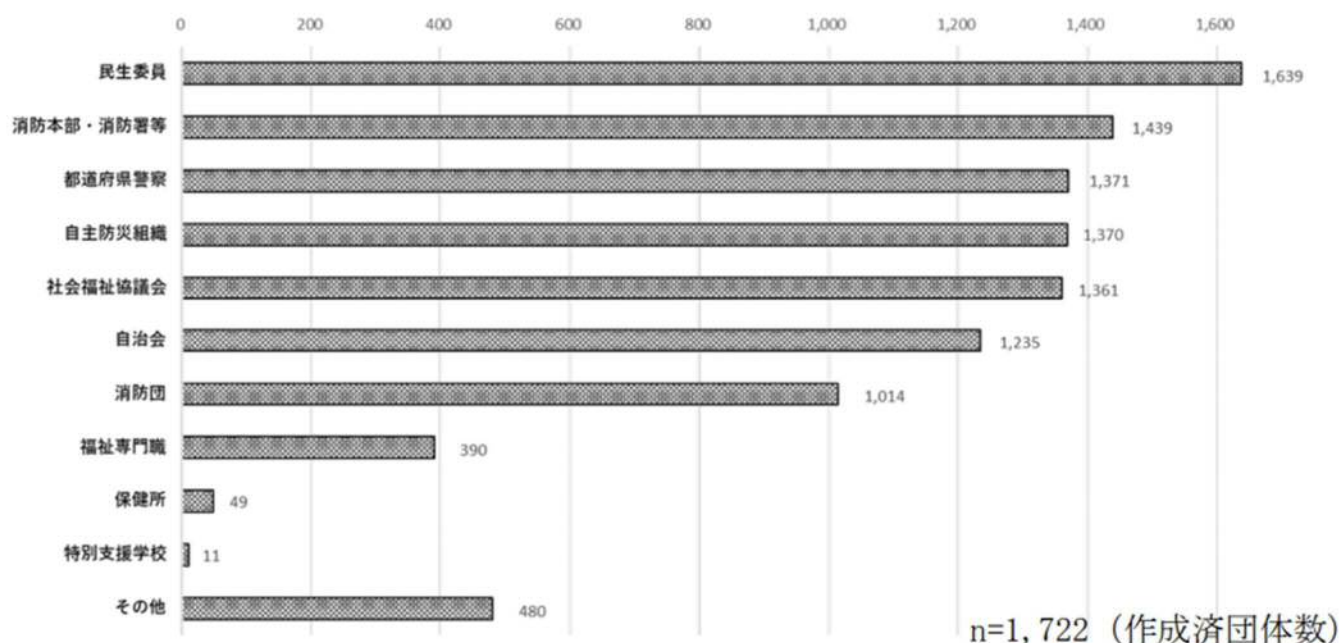
- 令和3年5月に個別避難計画の策定が、市町村の努力義務とされてから約2年10か月の期間に、庁内の連携、庁外との連携、ケアマネジャーなど福祉専門職の参画、計画に係る避難訓練など、実効性のある個別避難計画策定に向けた取組が進められた。具体的な状況は、以下のとおり。

全国の市町村のうち、

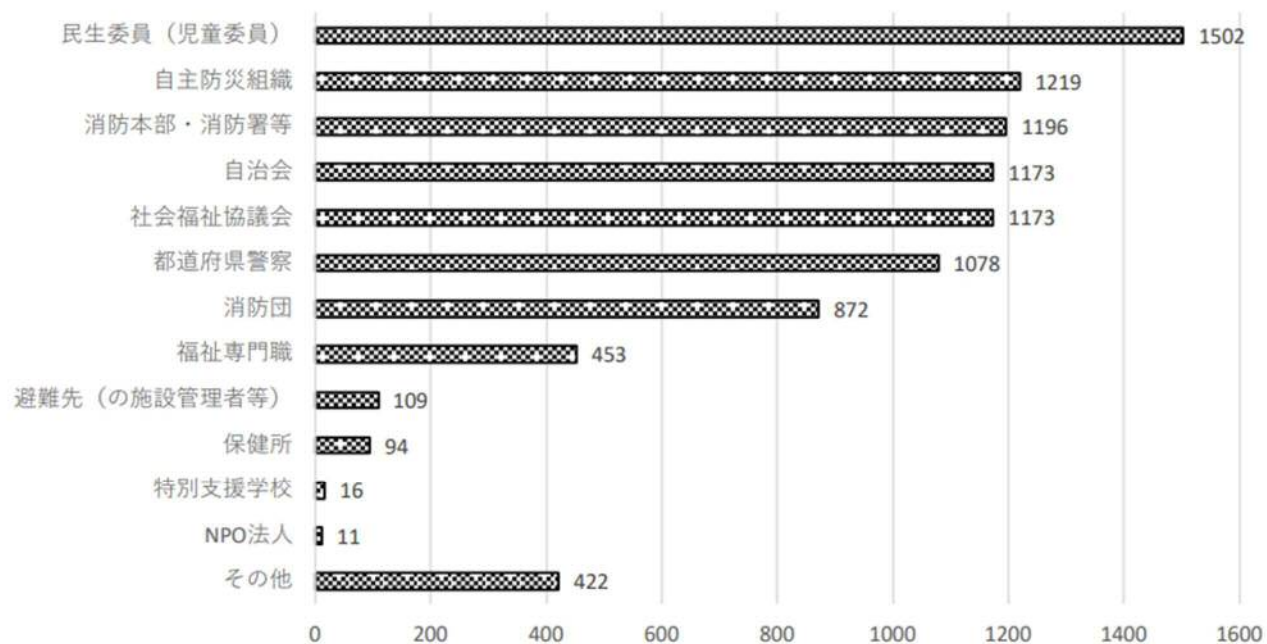
- ・庁内の連携に取り組む団体は 1,624 団体(94.3%)
- ・庁外との連携に取り組む団体は 1,568 団体(91.1%)
- ・ケアマネジャーなどの福祉専門職の参画に取り組む団体は 1,398 団体(81.2%)
- ・個別避難計画に係る訓練に取り組む団体は 918 団体(53.3%)

- 個別避難計画に係る避難支援関係者となる者は民生委員(児童委員)が最も多い。

4. 地域防災計画に定める平常時からの名簿情報の提供先



9. 個別避難計画に係る避難支援等関係者となる者



n = 1,722 団体※

※複数回答可

11. その他

<会 議>

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会

◇第 10 回（2024.6.27）

- ▶ 6 月 27 日、法務省は「第 10 回持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」を開催した。
- ▶ 今回は、更に議論すべき論点について意見交換が行われた。
- ▶ 今回示された事務局案では、下記事項等が示された。

〔2.職務内容の在り方、保護観察官との協働体制の強化〕

○保護司活動の構造的な負担軽減を図り、保護観察官と保護司の適切な協働体制を構築するため、更生保護官署職員の配置の最適化や、保護観察官の増員を含め、保護観察所の組織体制を抜本的に見直し強化すること。

〔3.待遇、活動環境〕

○（前略）労働の対価としての給与の支給を受けずに行っていることは、まさに、保護司の活動が崇高な社会貢献の取組であると認識されている所以である。

保護司の無償性は、制度発足以来、利他の精神や人間愛に基づく地域社会における自発的な善意を象徴するものであり、（中略）報酬制の導入は適切でない。

- ▶ また、本年 5 月に保護司が自宅において殺害された事件を受け、保護司の安全確保に向けた取組が示された。

保護司の安全確保に関する対策

I. 個別緊急対応：6月中

- ✓ 保護観察事件の総点検
- ✓ 保護観察を担当している全保護司に対する不安等の聴取
⇒ 保護司の意向等に応じて個別対応
- ✓ 夜間・休日における保護観察所の緊急相談先の再確認

- 地域における保護司への相談支援を始めとする地域援助の取組強化
- 自宅以外の面接場所の確保の推進

II. 個別緊急対応後の対策：7月以降

- ✓ 保護観察を担当していない保護司に対する不安等の聴取
- ✓ 6月中の不安等の聴取の内容、保護司の活動環境に関する調査
- ✓ 上記調査の結果等を踏まえ、以下の取組を実施（イメージ）
 - 担当保護司の複数指名の積極的運用
 - 保護観察官による直接処遇など直接関与の強化

III. アセスメントの充実化策について検討：7月以降

IV. 「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」の最終報告に沿った対策：10月以降

政策委員会構成組織一覧

都道府県・指定都市社会福祉協議会
市区町村社会福祉協議会〈地域福祉推進委員会〉
全国民生委員児童委員連合会
全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会
全国ホームヘルパー協議会
日本福祉施設士会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会
全国老人クラブ連合会

◇通巻「第 72 号」No.3 Ver.1◇

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 政策委員会
作成・発行：政策企画部

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

政策企画部

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL. 03-3581-7889 FAX. 03-3580-5721

ホームページ : <http://zseisaku.net/>